

人 ～ 水 ～ 地球  
甦る水環境 みやぎ  
【宮城県生活排水処理基本構想】

【公表版】

本 編

平成 28 年 6 月

宮 城 県



# 目 次

第1章 生活排水処理基本構想(見直し)に係る策定方針	1
1. 1 はじめに	3
1. 2 生活排水処理基本構想見直しの趣旨	4
1. 3 生活排水処理基本構想見直しによる効果	4
1. 4 県と市町村の役割分担について	5
1. 5 計画策定に関する基本的な考え方	6
1. 6 生活排水処理の早期概成に関する基本的な考え方	6
1. 7 効率的な改築・更新及び運営管理に関する基本的な考え方	7
1. 8 主な用語の定義	8
1. 9 生活排水処理事業の種類	9
第2章 生活排水処理施設整備の現状	15
2. 1 東日本大震災にまつわる生活排水処理施設の現状	17
2. 2 生活排水処理施設の整備状況	18
(1) 市町村別事業実施状況と生活排水処理人口普及率	19
(2) 宮城県における生活排水処理人口と普及率の推移	21
(3) 流域下水道の概要と現状	22
2. 3 現状の課題	23
第3章 生活排水処理施設整備の基本構想	25
3. 1 策定結果	27
3. 1. 1 策定結果の概要	27
3. 1. 2 10年概成年次及び将来計画年次における各種事業の概要	33
3. 1. 3 現況値(平成26年度末)との比較	37
(1) 10年概成との比較	37
(2) 目標年次との比較	38
3. 1. 4 現構想との比較	39
(1) 比較概要	39
(2) 集合処理の概成期間の比較	40
(3) 整備コスト及び維持管理コストの比較	41
(4) 現構想との比較のまとめ	41
第4章 生活排水処理基本構想の考察	43



## 第1章 生活排水処理基本構想(見直し)に係る策定方針



---

## 第1章 生活排水処理基本構想(見直し)に係る策定方針

### 1. 1 はじめに

宮城県では平成19年3月に「富国共創！活力とやすらぎの邦づくり」を県政理念として掲げた「宮城の将来ビジョン」（計画期間：平成19年度～平成28年度まで）を策定し、各種施策を展開しています。この「宮城の将来ビジョン」において、公共的施設や、その整備については「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」や「豊かな自然環境、生活環境の保全」のために必要不可欠とされており、公共的施設の中でも下水道をはじめとする生活排水処理施設は根幹的な施設であります。

生活排水処理施設は、それぞれ特徴の異なる整備手法があることから、効率的な整備促進を図るため、平成7年12月に「宮城県下水道整備基本構想（以下、旧構想）」を策定しました。そこから平成15年3月、平成22年3月と旧構想における経済性、効率性、整備スケジュール等に点検を加え、「人～水～地球 甦る水環境みやぎ（以下、現構想）」として2回の見直しを行っています。

以後、宮城県の生活排水処理施設は、現構想の円滑な推進と下水道等の普及促進を図ることを目的として「宮城県生活排水処理施設事業調整会議」を設置し、各種事業による整備が推進されてきました。平成26年度末における本県の生活排水処理人口普及率は、89.5%に達し、全国平均（89.5%）と同程度の整備状況となっています。

全国的生活排水処理人口普及率と比べると、平成26年度末では全国89.5%に対し、宮城県で89.5%と同じ水準であります。宮城県の約半数の人口が仙台市に集中し、この生活排水処理人口普及率を牽引しています。一方、5～30万人の都市においては、全国平均を下回る結果となっており、この都市の半数は沿岸市町であります。また、平成23年に発生した東日本大震災により下水道事業についても甚大な被害を受けました。一度は、壊滅的な被害を受けた沿岸市町も下水道普及率を着実に取り戻しながら、早期の復旧・復興に尽力しているところであります。

近年の人口減少・少子高齢化、東日本大震災による影響など生活排水処理施設の整備を取り巻く環境は大きく変化しています。厳しい地方財政状況等を勘案し、生活排水処理施設の役割分担を踏まえた上で、生活排水処理施設の一層の効率的な早期整備が必要となっており、生活排水処理施設が整備されている区域においても、増大する生活排水処理のストックについて、老朽施設の改築に併せた施設の統合等、長期的な視線に立って持続的な生活排水処理システムへの再構築が求められています。この社会情勢に対応するため、宮城県と県内市町村が協力し、目標年次を平成47年とした中長期的な構想として現構想の見直しを行いました。

今後、新構想により、効率的かつ持続的な生活排水処理システム構築に向けた生活排水処理施設の整備を図っていきます。

---

## 1. 2 生活排水処理基本構想見直しの趣旨

宮城県の生活排水処理施設の整備は、市町村が、下水道、集落排水及び浄化槽等それぞれの生活排水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じ効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、平成22年3月に策定した「人～水～地球 甦る水環境みやぎ（生活排水処理基本構想）」に基づき適切に事業を実施してきました。

しかしながら、現在の生活排水処理基本構想は策定してから約5年が経過し、この間にこれまで経験のない未曾有の東日本大震災に見舞われ、沿岸部においては新たな市街地の形成が進む一方、人口の流出や市町村の厳しい財政状況等、様々な社会情勢の変化を受けています。また、宮城県での行政人口は平成22年度をピークに減少期に入り、高齢化率も上昇傾向にあります。さらには、本県の生活排水処理普及率は約89%であり、未だに約25万人が生活排水処理施設を利用できていない状況にあり、早期の普及拡大が必要となっています。

これらに対応するため、宮城県では、早期の生活排水処理施設の概成及び効率的な改築・更新や運営管理を検討し、効率的かつ持続的な生活排水処理システム構築に向けた構想の見直しを行うものです。

## 1. 3 生活排水処理基本構想見直しによる効果

### ①本構想のねらい

集合処理（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等）の早期概成（10年程度）を目標とした時間軸を観点にして、生活排水処理施設の概成を基本方針としていることにより、早期整備が図られます。各市町村の実情に沿った整備方針（アクションプラン）の策定により、具体的な整備方針が明確となります。既整備区域については長期的かつ広域的な観点から生活排水処理施設の統廃合を見据え、効率的な改築・更新や運営管理手法を検討することで、持続可能な生活排水処理の運営を可能にします。

### ②生活排水処理における宮城県、県内市町村そして県民の意識向上

生活排水処理施設の整備は、県民の理解と協力が必要不可欠であります。県民一人ひとりに認識を深めてもらうこと、各市町村の整備計画・運営計画など理解してもらうことで全県域における生活排水処理施設の整備促進及び県民意識の向上に役立てるものです。

### ③構想を推進するための施策の提示

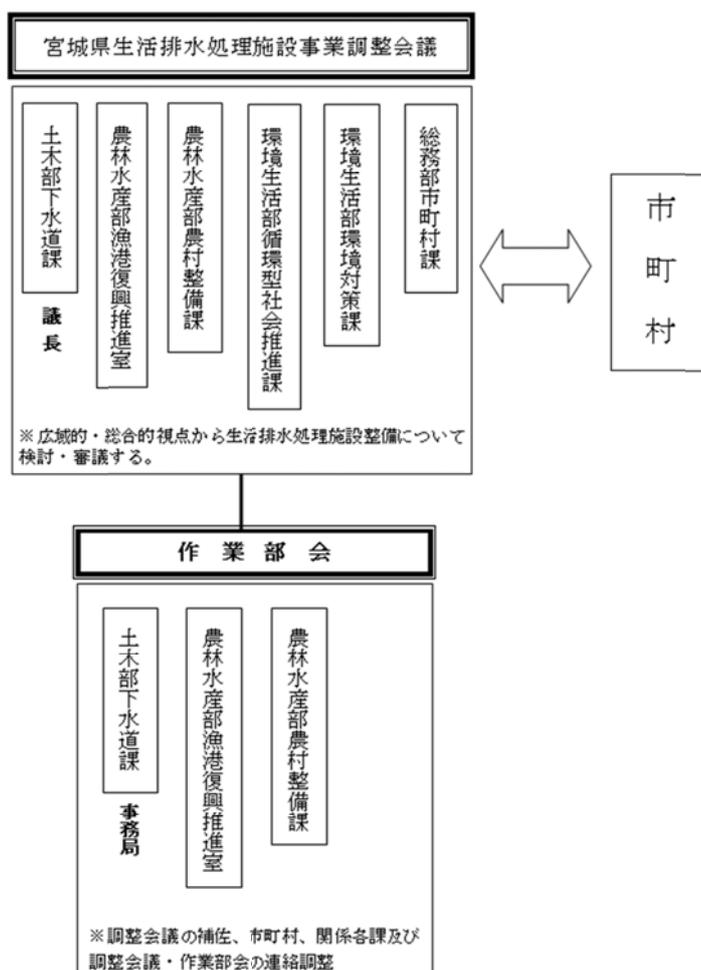
生活排水処理施設の整備を促進するためには、克服すべき課題を的確に把握し、具体的、かつ、効率的な推進策を講じていく必要があります。

本構想は、生活排水処理施設の整備推進に対処すべき各種施策を提示するものです。

## 1. 4 県と市町村の役割分担について

### 【都道府県の主な役割】

- (1) 生活排水処理基本構想の策定にあたって、原則的な策定方針を決定する。
- (2) 策定方針に基づき、市町村との原案の検討・調整を繰り返し、宮城県が整備する下水道等の施設を反映した上で、生活排水処理基本構想としてとりまとめを行う。
- (3) 生活排水処理基本構想の計画内容を公表し、計画（スケジュール等）の進捗管理を行う。なお、計画策定段階にあっても市町村との原案の検討・調整を繰り返す中で、優良事例等の情報共有化を行い、計画策定の支援と促進を図る。
- (4) 生活排水処理に関する関係各課を中心に、関連各課との緊密な連絡調整を図り、県庁内に「宮城県生活排水処理施設事業調整会議」を設置し、市町村と連携して計画策定に対する支援を行う。



### 【市町村の主な役割】

- (1) 策定方針に基づき、未整備区域について検討単位区域毎に経済比較や整備時期等を考慮して集合・個別処理区域を設定し、既整備区域の施設の連携・統合も含めた施設整備・運営管理手法を選定する。
- (2) 目標を達成するための整備計画を示した市町村原案を作成する。
- (3) 策定した整備計画の進捗管理を行う。

---

## 1. 5 計画策定に関する基本的な考え方

- (1) 構想の見直しに際しては、三省統一の「持続的な生活排水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」に基づき検討を実施すること。
- (2) 経済比較の基礎数値となるフレーム値については、長期の平成47年度末における適切な値を設定すること。また、単価や耐用年数についても、地域の実情に応じた施工実績や維持管理費等により実情を反映した適切な値を設定すること。
- (3) 将来人口は原則として、国立社会保障・人口問題研究所による平成37年度及び平成47年度の推計値を採用すること。ただし、市町村基本構想等で別に定められている場合は採用可能とする。

## 1. 6 生活排水処理の早期概成に関する基本的な考え方

- (1) 人口減少等を踏まえた各種生活排水処理施設による整備区域の適切な見直しを行うこと。
- (2) 生活排水処理施設の整備区域の検討にあたっては、各種生活排水処理施設の有する特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を勘案して整備完了目標年次を中期(概ね10年程度)の平成37年度末とすること。
- (3) その上で、平成37年度末を目途に生活排水処理の概成(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、集合処理施設の整備が概ね完了すること)を目指した各種生活排水処理施設の整備に関するアクションプランの策定を行うこと。
- (4) アクションプランの策定に際して、地域の実情や地形的な制約等により、整備に長期間を要する地域については、早期に生活排水処理が概成可能な手法である低コスト技術(クイックプロジェクト技術、コストキャップ型下水道等)を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
- (5) 水環境の保全(早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利用の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向等も勘案すること。

1. 7 効率的な改築・更新及び運営管理に関する基本的な考え方

- (1) 持続可能な生活排水処理の運営を行うため、長期として見据える目標は20年後の平成47年度末とし、既整備区域において長期的及び広域的な観点から施設の連携・統廃合等を取り入れた効率的な改築・更新や運営管理手法について検討すること。
- (2) 長期的には、近い将来の地方公営企業法の適用を視野に入れながら、持続可能な運営を実現する整備・運営管理手法を見据えること。

■生活排水処理施設基本計画の策定等に関するロードマップ

時 期	宮城県	市町村
平成 26 年 10 月上旬	○事業調整会議の設置	
平成 26 年 10 月 21 日	◆策定方針(案)の説明会の開催 市町村からの意見の聴取<第2章>	◆説明会の受講
平成 26 年 12 月下旬	○事業調整会議(作業部会)の策定 方針調整	
平成 26 年 12 月下旬	○策定方針の通知<第2章> 都道府県構想策定の策定方針の決定<第2章>	
平成 27 年 2 月上旬 平成 27 年 5 月下旬 平成 27 年 7 月上旬	◇個別相談会の開催【作業部会】 ◇個別相談会の開催【作業部会】 ◇個別相談会の開催【作業部会】	◇必要に応じて相談 基礎調査<第2章> 検討単位区域の設定<第3章> 処理区域の設定<第4章> 汚泥処理に関する基本方針<第7章> 住民の意向の把握<第8章>
平成 27 年 8 月上旬	◆中間報告会の開催【作業部会】	◆中間報告の実施 整備・運営管理手法の選定<第5章>
平成 27 年 9 月下旬	◇個別相談会の開催【作業部会】 広域的かつ効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定<第6章>	◇必要に応じて相談 効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定<第6章>
平成 27 年 12 月上旬		◆市町村原案の提出
平成 27 年 12 月中旬	○調整会議の開催【作業部会】 ※原案取りまとめ結果による課題抽出	
平成 28 年 1 月中旬	○調整会議の開催【作業部会】 ※最終案へ向けた調整	必要に応じて個別ヒアリング 市町村修正及び調整
平成 28 年 2 月下旬	○調整会議の開催【作業部会】 ※最終案へ向けた調整	必要に応じて個別ヒアリング 市町村修正及び調整
平成 28 年 4 月下旬	○調整会議の開催【作業部会】 ※最終案へ向けた調整	必要に応じて個別ヒアリング 市町村修正及び調整
平成 28 年 6 月初旬	○調整会議の開催【事業調整会議】 ※最終案の確定	
平成 28 年 6 月中旬	○都道府県構想の公表 計画案の公表<第8章>	

※<>内については、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」の該当章

---

## 1. 8 主な用語の定義

本構想で使用する主な用語の定義を以下に示します。

### (1) 生活排水処理施設

生活排水処理施設とは、生活排水等を集合処理または個別処理するための施設です。

### (2) 集合処理

下水道のように複数戸の汚水を集めて汚水の処理を行うものです。

#### ①公共下水道事業

都市計画区域内で計画処理人口 10,000 人以上の下水道。

#### ②特定環境保全公共下水道事業

市街化区域外で計画処理人口 1,000 人以上 10,000 人未満の下水道。

#### ③農業集落排水事業

農業振興地域であり、計画処理人口が概ね 1,000 人程度までの生活排水処理施設。  
処理戸数 20 戸以上。

#### ④漁業集落排水事業

漁業集落内であり、計画処理人口が概ね 100 人～5,000 人程度の生活排水処理施設。

#### ⑤コミュニティ・プラント

計画処理人口 101 人以上 30,000 人未満の団地や集合住宅等における生活排水処理施設。

#### ⑥小規模集合排水処理施設整備事業

原則として住宅戸数 2 戸以上 20 戸未満。

### (3) 個別処理（浄化槽）

個々の家庭や事業所に浄化槽を設置して生活排水処理を行うものです。原則として集合処理事業地区以外の地域で実施しています。

#### ①浄化槽市町村整備推進事業

市町村が設置主体となり住宅戸数年間 20 戸以上の整備を行うもの。

#### ②浄化槽設置整備事業

個人設置。

#### ③個別排水処理施設整備事業

原則として住宅戸数 20 戸未満。

### (4) 生活排水処理人口普及率

生活排水処理人口普及率とは、全県人口（住民基本台帳人口）に対する生活排水処理施設が整備されている人口の割合です。

### 1. 9 生活排水処理事業の種類

生活排水処理事業には、下水道や集落排水等の集合処理と浄化槽等による個別処理があり、以下に示すような構図になります。

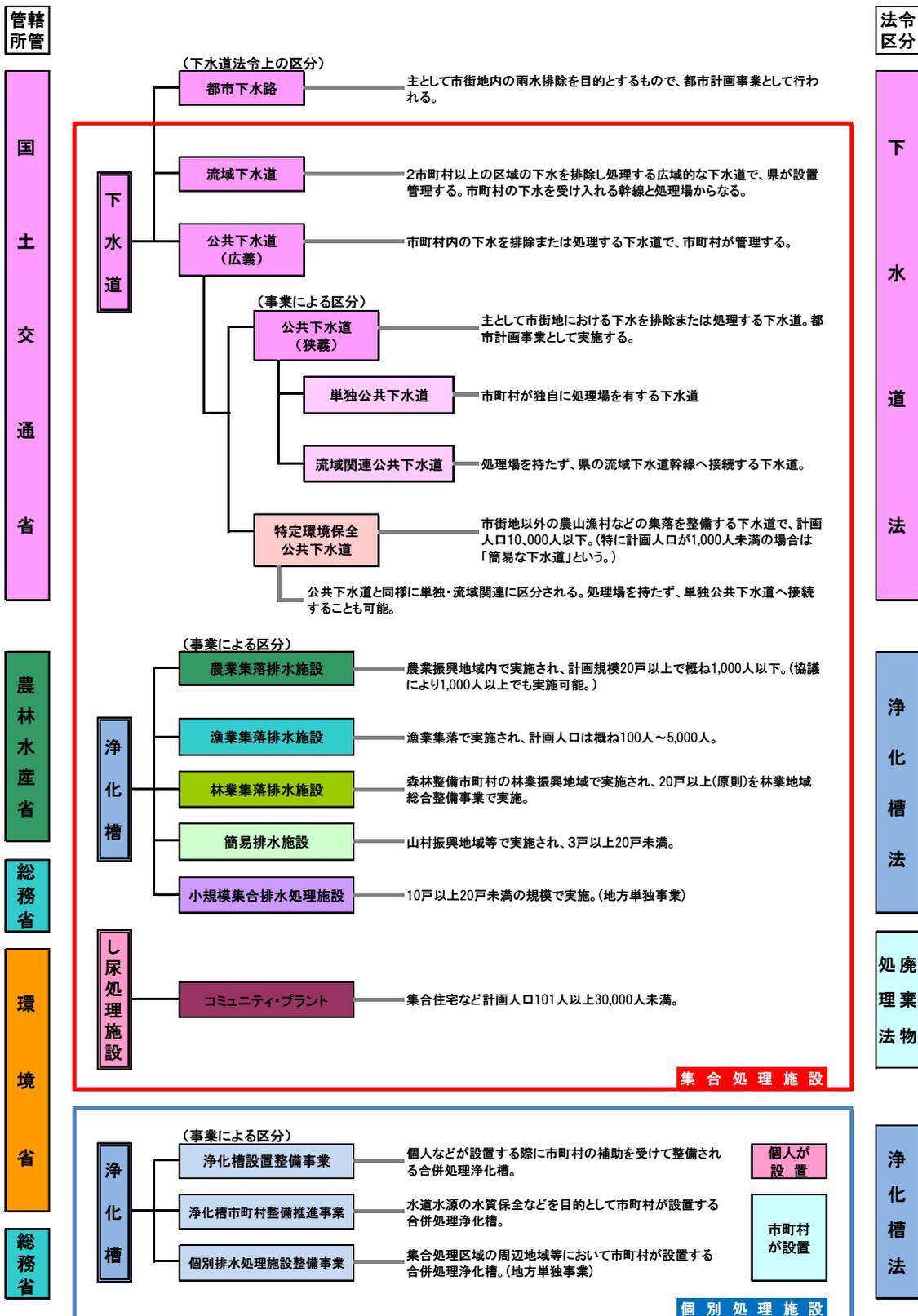


図1-1 主な生活排水処理施設整備手法・事業手法とその概要

(1) 集合処理施設 (公共下水道・集落排水等)

集合処理施設は、家庭の台所・水洗トイレ・風呂場からの生活排水及び事業所からの営業排水 (生活排水+営業排水=家庭排水) や、工場などから排水される工場排水などの汚水を集めて流す「下水管」と、汚水进行处理する「処理場」、また、これらの施設を補完する「ポンプ場」などから成り立っています。

**集合処理方式**

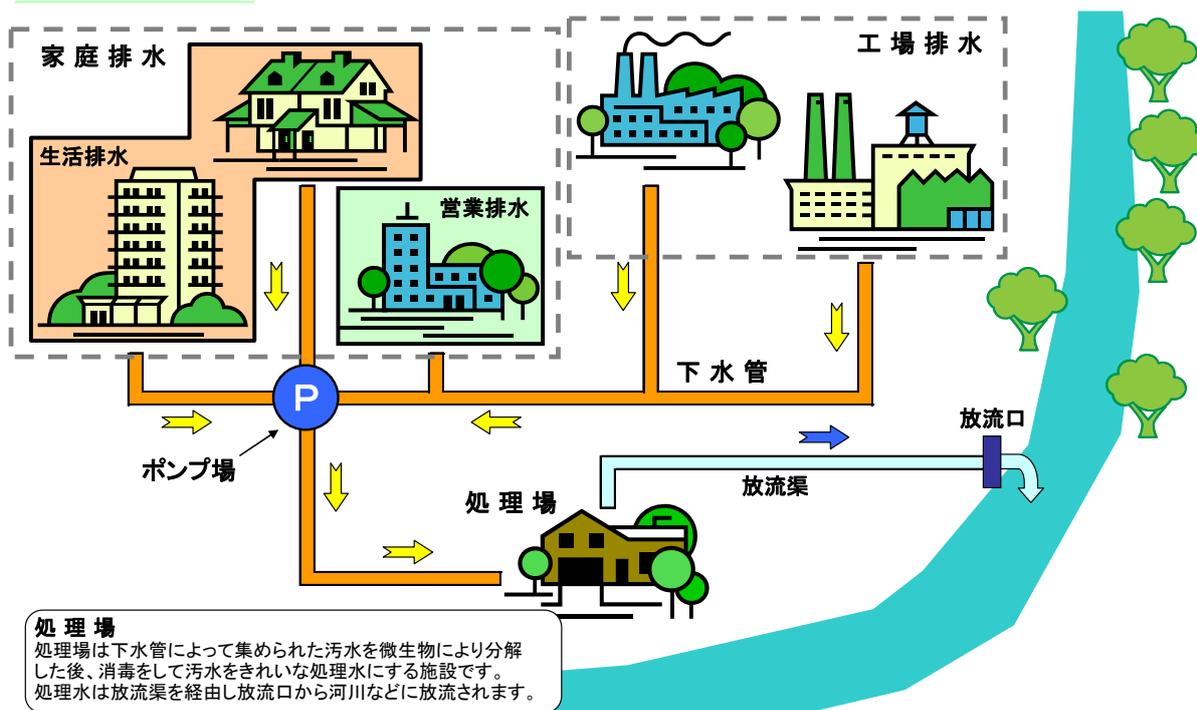


図 1 - 2 集合処理のしくみ

一般に集合処理施設には、既成市街地など人口の密集した地域を対象に進められている「下水道」と、農山漁村集落を対象に幾つかの集落単位で、小規模分散的に進められる「集落排水等」などに分類されます。

下水道は一般に人口規模が大きいものとなっており、対象とする汚水も一般家庭の生活排水の他、商店や事業所からの営業排水、工場からの排水及び観光地での観光客排水など、多くの種類の汚水を対象としています。また、処理場で汚水をきれいにするにより発生した汚泥については、濃縮後に脱水され、産業廃棄物として埋め立て又は焼却処分となります。本県では、汚泥の一部を肥料 (コンポスト)、法面緑化材、近隣工場でのボイラー燃料へ、焼却灰はアスファルト合材へと有効利用しています。

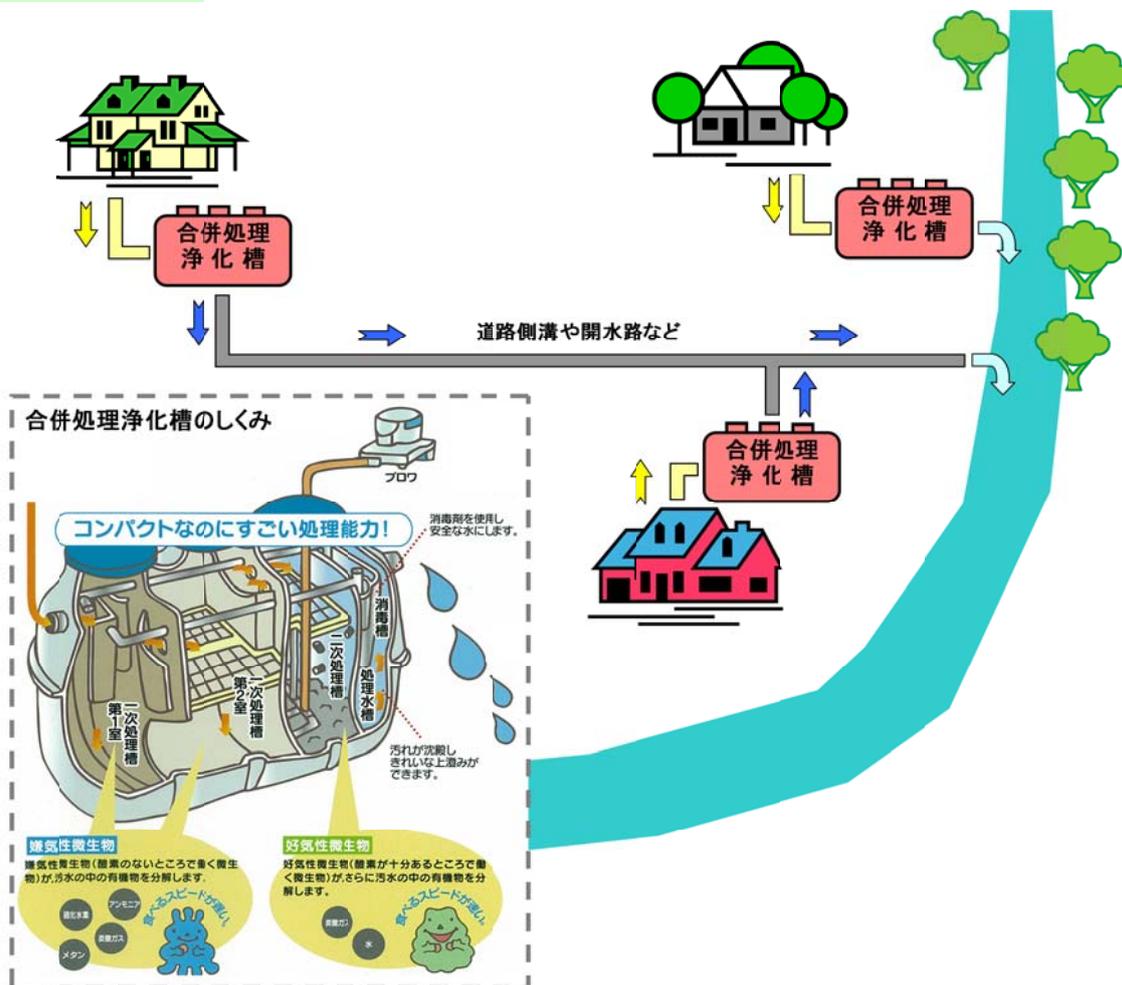
集落排水等については、比較的人口規模が小さいものとなっており、対象とする汚水は基本的に一般家庭からの生活排水となっています。

(2) 個別処理施設 (合併処理浄化槽等)

個別処理施設は、し尿と雑排水を併せて処理する施設で、一般に個人で家屋単位にて設置される施設です。個別処理施設は主に合併処理浄化槽を指し、家屋の敷地内に設置された合併処理浄化槽は、汚水を処理した後、道路側溝や開水路などを利用して処理水を河川などに放流します。

浄化システムとしては、水中の微生物の働きにより汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して放流するものです。また、水が浄化されることにより発生した汚泥は、浄化槽内に留まることになるので、安定した放流水質を維持するためには定期的な保守点検、清掃 (汚泥の引抜き) 及び法定検査を受けることが必要となります。

**個別処理方式**



(出典：公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター)

図 1 - 3 個別処理のしくみ

## (3) 集合処理（区域）、個別処理（区域）の設定について

既成市街地などの人口密集地域や、都市計画上の市街化区域及び用途地域に指定されている区域や、水質保全上、放流水に特別な配慮が必要とされる区域などについては、「集合処理」が原則となります。

一方、農山漁村の集落が位置する中山間地域については、家屋が比較的分散して位置していることなどから、管渠建設費が割高となる傾向にあります。したがって、集合処理が必ずしも経済的・効率的とは言えない場合もあります。

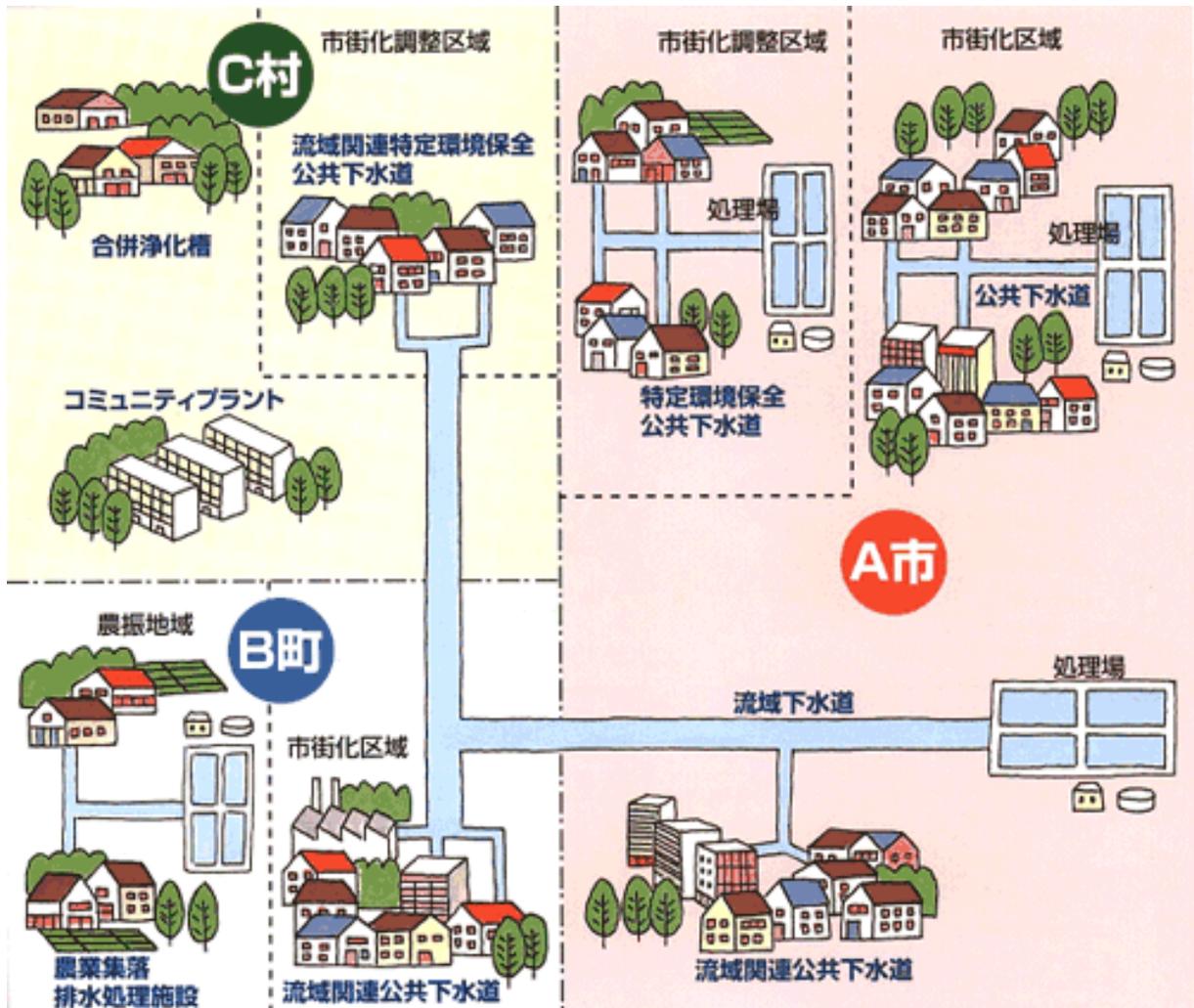
「集合処理」又は「個別処理」の選定については経済比較で判断しますが、経済比較上換算し難いその他の地域要件（住民の要望、放流先の確保及び放流先の環境に与える影響等）なども十分勘案し、地域の特性に合った適切な整備手法を選択することが重要です。

表 1-1 集合処理施設と個別処理施設の特徴

項目	集合処理方式	個別処理方式
種類	公共下水道、流域下水道、農・漁業集落排水施設等	合併処理浄化槽
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水その他、汚泥も処理する</li> <li>・雨水の排除も行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水のみ対象</li> <li>・汚泥処理は、個別に運搬し、し尿処理場で行う</li> </ul>
対象汚水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭だけでなく、事業所、工場など、街・集落全体の排水を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭が対象</li> <li>・事業所、工場などは、個別に設置することになる</li> </ul>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に排水管（下水管）を敷設して、排水（汚水）は処理場で処理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭の敷地に浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する</li> </ul>
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋が密集した集落、市街地などに適している（浄化槽を埋め込むスペースがない家屋の密集地帯でも整備が可能）</li> <li>・整備に比較的長い期間がかかる</li> <li>・排水の高度処理や汚泥のリサイクルが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家と家との間が離れている場合に適している</li> <li>・短期間で整備できる</li> <li>・浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要</li> </ul>

(4) 流域下水道

流域下水道は、河川流域ごとに広域的に下水処理をする目的で設置される下水道であり、主として都道府県が2つ以上の市町村にわたり、地方公共団体が管理する下水道から排除される下水を受けて処理する下水道であります。



出典：国土交通省HP

図1-4 流域下水道のしくみ



## 第2章 生活排水処理施設整備の現状



---

## 第2章 生活排水処理施設整備の現状

### 2. 1 東日本大震災にまつわる生活排水処理施設の現状

宮城県における下水道整備は、明治32年に仙台市が東京都、大阪市について全国で3番目に着手したのが始まりであり、平成27年度3月末現在、県内35市町村で事業を実施または完了し、すべての市町村で供用を開始しております。また、農業集落排水や漁業集落排水、コミュニティープラントなどの生活排水処理施設も各市町村において事業を実施または完了し、供用を開始しており、着実に生活排水処理施設の整備を進めてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、宮城県の生活排水処理施設は甚大な被害を受けました。県民の生活を支える生活排水処理施設ですが、震災直後、沿岸地方の施設は一時休止もしくは廃止とならざるを得ない市町もありました。

震災発生から約5年が過ぎた現在、宮城県管理である流域下水道は、すべて復旧が完了し、適正に運転を行っております。また、被害の大きかった沿岸市町では、廃止になった処理施設の代わりに、集団防災移転に伴う下水道の整備や浄化槽の設置によって着実に震災前の生活排水処理施設を利用する状態になってきています。

しかし、現在でもまちづくりが進んでいない市町や、集団防災移転に伴う下水道整備の進んでいない所など、生活排水処理施設が行き届いていない所もあり、復旧・復興が未だに求められています。

東日本大震災が発生してから5年の節目を迎え、現在も着実に復旧・復興工事を各市町村で進めています。今回の生活排水処理基本構想策定にあたって、震災からの早期復旧・復興を念頭に置きながら、通常的生活排水処理整備について効率的な整備スケジュールを検討しながら生活排水処理施設の整備計画を立てることとし、各市町村と連携を図りながら見直しを行いました。

## 2. 2 生活排水処理施設の整備状況

平成 26 年度末現在において、県内で実施されている生活排水処理施設は、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の個別処理の 6 種類があり、県内 35 市町村の内、全市町村がいずれかの事業または複数の事業を実施しています。

宮城県の行政人口 2,321,168 人のうち、下水道等の生活排水処理施設による処理区域人口は 2,070,403 人となり、生活排水処理人口普及率は **89.2%**（※精査数値）となっています。

表 2-1 生活排水処理施設の普及状況（平成 26 年度）

項目	種別	事業種別	着手自治体数	普及人口(人)	普及率(%)
集合処理	下水道	単独公共	15	966,506	41.6%
		流閲公共	27	874,892	37.7%
		小計	42	1,841,398	79.3%
	集落排水等	農業集落排水	19	74,081	3.2%
		漁業集落排水	4	986	0.0%
		簡易排水	1	21	0.0%
		コミュニティ・プラント	4	6,518	0.3%
小計	28	81,606	3.5%		
集合処理計	70	1,923,004	82.8%		
個別処理	合併処理浄化槽等		35	147,399	6.4%
汚水処理計				2,070,403	89.2%
未整備				250,765	10.8%
行政人口				2,321,168	

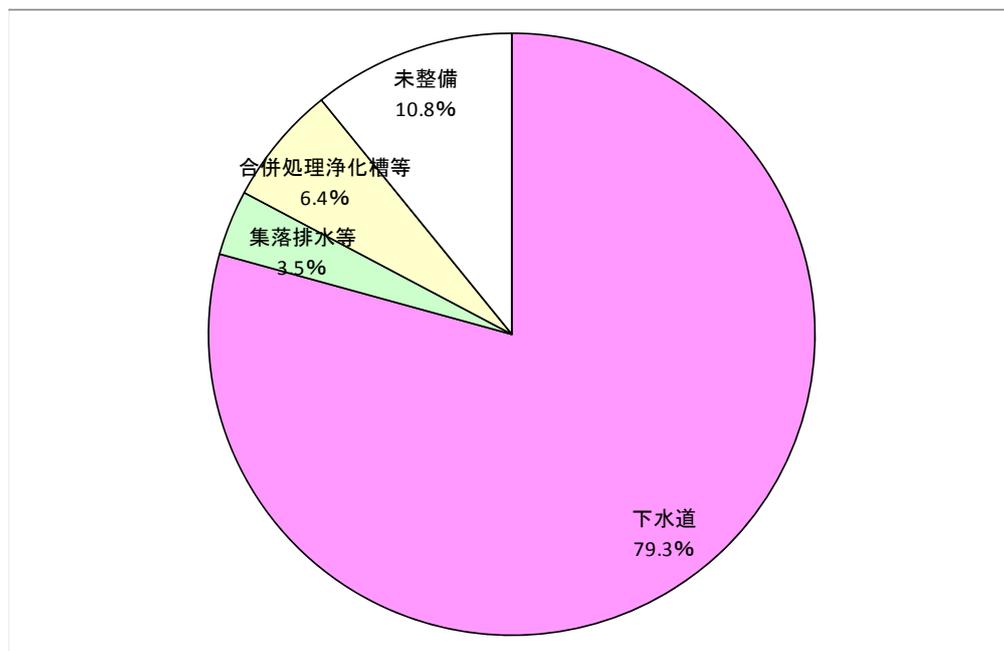


図 2-1 事業種別生活排水処理人口シェア（平成 26 年度）



第2章 生活排水処理施設整備の現状

表2-2 市町村別生活排水処理人口と普及率（平成26年度末）

No.	市町村名	行政人口	下水道						農業集落排水		漁業集落排水		簡易排水		コミュニティプラント		集合処理計		合併処理浄化槽等		汚水処理計	
			単独公共		流開公共		計		普及人口 (人)	普及率 (%)												
			普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)														
1	仙台市	1,050,296	824,000	78.5	205,585	19.6	1,029,585	98.0	5,448	0.5	0	0.0	0	0.0	4,476	0.4	1,039,509	99.0	5,851	0.6	1,045,360	99.5
2	石巻市	149,248	5,158	3.5	86,545	58.0	91,703	61.4	8,653	5.8	56	0.0	0	0.0	0	0.0	100,412	67.3	10,463	7.0	110,875	74.3
3	塩竈市	55,752	0	0.0	55,235	99.1	55,235	99.1	0	0.0	191	0.3	0	0.0	0	0.0	55,426	99.4	273	0.5	55,699	99.9
4	気仙沼市	67,268	9,131	13.6	0	0.0	9,131	13.6	238	0.4	572	0.9	0	0.0	0	0.0	9,941	14.8	19,819	29.5	29,760	44.2
5	白石市	35,883	0	0.0	23,357	65.1	23,357	65.1	1,972	5.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25,329	70.6	5,357	14.9	30,686	85.5
6	名取市	76,312	0	0.0	69,163	90.6	69,163	90.6	726	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	69,889	91.6	4,026	5.3	73,915	96.9
7	角田市	30,634	0	0.0	16,151	52.7	16,151	52.7	1,589	5.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17,740	57.9	4,570	14.9	22,310	72.8
8	多賀城市	62,480	0	0.0	62,365	99.8	62,365	99.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	62,365	99.8	41	0.1	62,406	99.9
9	岩沼市	44,059	0	0.0	39,948	90.7	39,948	90.7	1,012	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	40,960	93.0	1,620	3.7	42,580	96.6
10	登米市	83,321	32,663	39.2	2,063	2.5	34,726	41.7	18,649	22.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	53,375	64.1	10,871	13.0	64,246	77.1
11	栗原市	72,234	4,798	6.7	26,890	37.2	31,688	43.9	3,637	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35,325	48.9	13,873	19.2	49,198	68.1
12	東松島市	40,138	1,736	4.3	27,245	67.9	28,981	72.2	1,709	4.3	0	0.0	0	0.0	397	1.0	31,087	77.5	3,192	8.0	34,279	85.4
13	大崎市	134,292	37,449	27.9	17,226	12.8	54,675	40.7	13,623	10.1	0	0.0	0	0.0	271	0.2	68,569	51.1	20,213	15.1	88,782	66.1
14	蔵王町	12,700	0	0.0	6,573	51.8	6,573	51.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,573	51.8	5,480	43.1	12,053	94.9
15	七ヶ宿町	1,542	1,405	91.1	0	0.0	1,405	91.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,405	91.1	86	5.6	1,491	96.7
16	大河原町	23,723	0	0.0	22,219	93.7	22,219	93.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,219	93.7	735	3.1	22,954	96.8
17	村田町	11,615	0	0.0	7,199	62.0	7,199	62.0	358	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7,557	65.1	1,838	15.8	9,395	80.9
18	柴田町	38,324	0	0.0	28,892	75.4	28,892	75.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	28,892	75.4	1,708	4.5	30,600	79.8
19	川崎町	9,373	6,170	65.8	0	0.0	6,170	65.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,170	65.8	1,766	18.8	7,936	84.7
20	丸森町	14,725	0	0.0	3,942	26.8	3,942	26.8	1,747	11.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,689	38.6	5,575	37.9	11,264	76.5
21	亘理町	34,108	0	0.0	25,251	74.0	25,251	74.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25,251	74.0	4,534	13.3	29,785	87.3
22	山元町	12,750	5,031	39.5	0	0.0	5,031	39.5	1,383	10.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,414	50.3	3,365	26.4	9,779	76.7
23	松島町	14,918	10,060	67.4	0	0.0	10,060	67.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10,060	67.4	1,960	13.1	12,020	80.6
24	七ヶ浜町	19,342	0	0.0	19,316	99.9	19,316	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,316	99.9	26	0.1	19,342	100.0
25	利府町	36,318	0	0.0	34,708	95.6	34,708	95.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	34,708	95.6	756	2.1	35,464	97.6
26	大和町	27,950	0	0.0	23,979	85.8	23,979	85.8	952	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24,931	89.2	2,136	7.6	27,067	96.8
27	大郷町	8,559	0	0.0	3,685	43.1	3,685	43.1	862	10.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,547	53.1	1,970	23.0	6,517	76.1
28	富谷町	51,980	0	0.0	50,119	96.4	50,119	96.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50,119	96.4	1,428	2.7	51,547	99.2
29	大衡村	5,791	0	0.0	3,367	58.1	3,367	58.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,367	58.1	1,520	26.2	4,887	84.4
30	加美町	24,816	17,179	69.2	0	0.0	17,179	69.2	0	0.0	0	0.0	21	0.1	0	0.0	17,200	69.3	2,690	10.8	19,890	80.1
31	色麻町	7,297	3,940	54.0	0	0.0	3,940	54.0	893	12.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,833	66.2	1,350	18.5	6,183	84.7
32	涌谷町	17,113	6,897	40.3	0	0.0	6,897	40.3	2,511	14.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9,408	55.0	1,588	9.3	10,996	64.3
33	美里町	25,227	0	0.0	8,873	35.2	8,873	35.2	8,119	32.2	0	0.0	0	0.0	1,374	5.4	18,366	72.8	363	1.4	18,729	74.2
34	女川町	7,012	0	0.0	4,996	71.2	4,996	71.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,996	71.2	1,410	20.1	6,406	91.4
35	南三陸町	14,068	889	6.3	0	0.0	889	6.3	0	0.0	167	1.2	0	0.0	0	0.0	1,056	7.5	4,946	35.2	6,002	42.7
	市計	1,901,917	914,935	48.1	631,773	33.2	1,546,708	81.3	57,256	3.0	819	0.0	0	0.0	5,144	0.3	1,609,927	84.6	100,169	5.3	1,710,096	89.9
	郡計	419,251	51,571	12.3	243,119	58.0	294,690	70.3	16,825	4.0	167	0.0	21	0.0	1,374	0.3	313,077	74.7	47,230	11.3	360,307	85.9
	県計	2,321,168	966,506	41.6	874,892	37.7	1,841,398	79.3	74,081	3.2	986	0.0	21	0.0	6,518	0.3	1,923,004	82.8	147,399	6.4	2,070,403	89.2

(2) 宮城県における生活排水処理人口と普及率の推移

平成10年度から平成25年度までの宮城県全域の生活排水処理人口と生活排水処理人口普及率の推移を図2-3、表2-3に示します。

生活排水処理人口普及率は、80%を超えた平成16年度まで毎年約3%増加し、それ以降は毎年約1%の増加となっています。

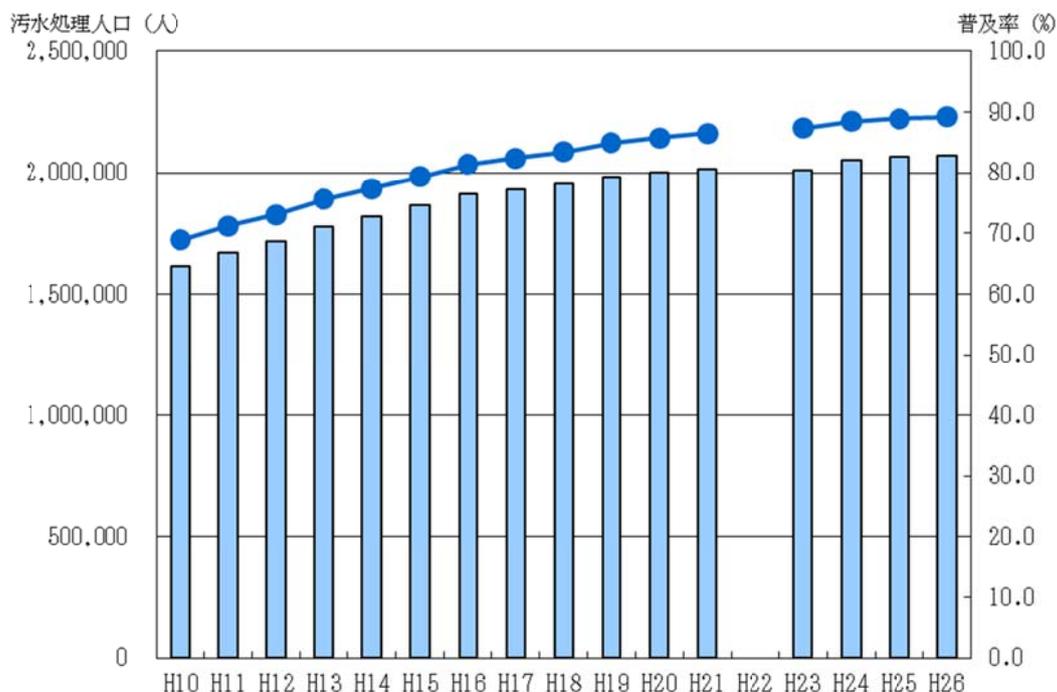


図2-3 年度別生活排水処理人口と生活排水処理人口普及率の推移

表2-3 年度別生活排水処理人口と生活排水処理人口普及率の推移

年度	行政人口 (人)	下水道 (人)	集落排水等		簡易排水 (人)	コミュニティ プラント (人)	合併処理 浄化槽等 (人)	汚水処理 人口計 (人)	汚水処理 人口普及率 (%)	前年比
			農集排 (人)	漁集排 (人)						
平成10年度	2,340,145	1,448,892	51,496	610		32,796	79,219	1,613,013	68.9	-
平成11年度	2,343,852	1,483,981	58,786	2,388		32,796	91,169	1,669,120	71.2	3.3%増
平成12年度	2,347,165	1,525,266	64,112	2,324		33,287	90,191	1,715,180	73.1	2.7%増
平成13年度	2,348,465	1,564,337	71,552	2,393		33,781	104,068	1,776,131	75.6	3.4%増
平成14年度	2,350,132	1,625,637	72,694	1,742	29	7,004	111,191	1,818,297	77.4	2.4%増
平成15年度	2,350,026	1,661,024	74,107	2,020	29	6,337	120,565	1,864,082	79.3	2.5%増
平成16年度	2,347,970	1,695,521	81,649	2,238	29	6,369	125,731	1,911,537	81.4	2.6%増
平成17年度	2,344,569	1,714,835	81,799	2,196	29	6,595	125,571	1,931,025	82.4	1.2%増
平成18年度	2,340,485	1,733,743	80,777	2,125	24	6,694	129,584	1,952,947	83.4	1.2%増
平成19年度	2,334,874	1,753,460	83,369	2,101	27	6,565	135,625	1,981,147	84.9	1.8%増
平成20年度	2,330,898	1,769,032	84,019	2,091	27	6,531	138,225	1,999,925	85.8	1.1%増
平成21年度	2,329,344	1,786,336	84,379	2,128	27	6,475	136,665	2,016,010	86.5	0.8%増
平成22年度	(東日本大震災のため欠番)									
平成23年度	2,302,706	1,788,227	76,737	879	27	6,510	138,603	2,010,983	87.3	0.9%増
平成24年度	2,318,692	1,817,041	76,558	1,002	22	6,521	149,942	2,051,086	88.5	1.4%増
平成25年度	2,322,094	1,831,827	76,133	981	21	6,522	149,393	2,064,877	88.9	0.5%増
平成26年度	2,321,168	1,841,398	74,081	986	21	6,518	147,399	2,070,403	89.2	0.3%増

(3) 流域下水道の概要と現状

流域下水道とは、2つ以上の市町村の汚水を処理するために都道府県が設置する大規模な下水道で、本県では7つの流域下水道を実施しています。

流域下水道を実施している市町村の内、早くから供用開始している仙塩流域下水道と阿武隈川下流流域下水道は高い生活排水処理人口普及率を示しています。また、供用開始は平成4年からですが、吉田川流域下水道も高い生活排水処理人口普及率を示しています。これら流域下水道の関連市町村は、仙台市周辺と仙台市を含めた県南部に位置しており、高い生活排水処理人口普及率は流域下水道によって支えられています。

また、その他4つの流域下水道の関連市町村についても、生活排水処理人口普及率が年々上昇しており、供用開始が早い流域下水道の状況より、県主動による事業効果は高いことが明らかになっており、今後も引き続き効率的な整備を行うことによって、他4つの流域下水道も生活排水処理人口普及率の更なる向上が期待されます。

表2-4 流域下水道の概要

		仙塩流域下水道		阿武隈川下流流域下水道		鳴瀬川流域下水道		吉田川流域下水道		北上川下流流域下水道		迫川流域下水道		北上川下流東部流域下水道		
事業着手年度		昭和47年度		昭和49年度		昭和56年度		昭和63年度		平成3年度		平成5年度		平成8年度		
供用開始年月日		昭和53年6月1日		昭和60年1月1日		平成4年4月1日		平成4年4月1日		平成10年4月1日		平成12年7月1日		平成12年4月1日		
全体計画	計画目標年次	平成32年度		平成32年度		平成32年度		平成32年度		平成32年度		平成32年度		平成32年度		
	計画処理面積	9,462.52ha		11,794.00ha		1,571.93ha		4,107.60ha		3,554.30ha		2,605.5ha		1,855.30ha		
	計画処理人口	378,180人		306,800人		26,350人		71,730人		104,600人		39,300人		38,100人		
終末処理場名		仙塩浄化センター		県南浄化センター		鹿島台浄化センター		大和浄化センター		石巻浄化センター		石越浄化センター		石巻東部浄化センター		
関連市町村		市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	
		仙台市	99.5%	仙台市	99.5%	大崎市	66.1%	大和町	96.8%	石巻市	74.3%	登米市	77.1%	石巻市	74.3%	
		塩竈市	99.9%	白石市	85.6%	美里町	74.2%	大郷町	84.0%	東松島市	87.4%	栗原市	62.1%	女川町	91.4%	
		多賀城市	99.8%	名取市	96.9%			富谷町	99.2%							
		七ヶ浜町	100.0%	角田市	72.8%			大衡村	86.1%							
		利府町	97.6%	岩沼市	96.6%											
				蔵王町	94.9%											
				大河原町	96.8%											
				村田町	78.6%											
				柴田町	79.8%											
				丸森町	76.9%											
		亶理町	83.7%													
	平均	99.3%	平均	86.3%	平均	70.2%	平均	91.5%	平均	80.9%	平均	69.6%	平均	82.9%		

※ 仙台市、石巻市は2つの流域下水道を実施しています。

※ 各関連市町村の普及率は汚水処理人口普及率（平成26年度末）であり、流域下水道以外の事業も含んだ値であるため、参考値とします。

※ 仙台市は汚水処理人口普及率の流域下水道事業シェアが低いいため平均より除きます。

## 2. 3 現状の課題

生活排水処理施設の整備状況から本県の課題を以下にまとめます。

### ① 県北部の生活排水処理人口普及率の向上

生活排水処理人口普及率について、県北部では生活排水処理人口普及率が低く、県南部と県北部において整備状況に地域格差が相変わらず生じています。このため、「県北部の生活排水処理人口普及率の向上」が課題として挙げられます。人口規模が小さい市町村では、人口密度や財政力が小さい傾向にあることから、整備が遅滞気味になります。また県北部では、家屋間の距離が長い傾向にあるため、集合処理整備にかかる一人あたりの管渠延長が長くなってしまいます。そのため随時整備区域見直しを行い、集合処理から個別処理に転換され、整備が進められています。そのため、浄化槽の設置によるところが普及率の向上に大きく影響を与えています。

### ② 積極的な合併処理浄化槽等による整備

都市部への人口流出や人口減少等の影響により中小規模集落が減少し、集合処理による整備を計画していた区域の整備効率が低下したことにより整備が遅延している市町村では、整備手法の見直しによる「積極的な合併処理浄化槽等による整備」が課題として挙げられます。

近年の人口減少及び少子高齢化、さらには東日本大震災により人口流出、まちづくりの形成など多くの社会変化に各市町村の人口規模や住居形態は激変しており、実態に合った整備手法の見直しが必要となります。経済比較を基準として、集合処理と個別処理の区域見直しを行い個別処理に見直された区域は、合併処理浄化槽による整備を促進させる必要があります。

### ③ 財政状況の悪化

市町村の財政状況は、生活排水処理人口普及率に大きく影響を及ぼします。財政状況の悪化は生活排水処理施設の整備が遅滞する原因の一つであり、財政状況の改善は生活排水処理人口普及率を向上させるために必要不可欠です。

このため、「財政状況の改善」が課題として挙げられます。

人口減少や少子高齢化は税収を悪化させ財政状況を圧迫します。特に人口規模の比較的小さい市町村はこの影響を受けやすく、生活排水処理人口普及率が上がらない要因の一つと考えられます。

### ④ 新規整備から維持管理の時代へ

近年、アセットマネジメントやストックマネジメントなど、現有施設の把握活用及び維持管理面への需要・投資が高まってきており、新規整備への投資がさらに縮減されつつあります。このことも整備が遅れている原因の1つとなっていると考えられます。

これらの課題に対応するためには、人口減少・少子高齢化問題、及び、厳しい財政状況を見据えた、効率的かつ、効果的な生活排水処理施設整備計画が必要となります。



## 第3章 生活排水処理施設整備の基本構想



## 第3章 生活排水処理施設整備の基本構想

### 3. 1 策定結果

#### 3. 1. 1 策定結果の概要

本構想では、単純な生活排水処理施設の位置付けだけでなく、時間軸を設け、**10年概成（平成37年度）**を目指しつつ、**将来計画（平成47年度）**までの計画を策定し、実現可能な生活排水処理施設の位置づけを明確化するものであります。

各市町村において、集合処理と個別処理の適切な役割分担をした污水处理施設の整備範囲の見直しをした結果、下水道整備予定区域が縮小され、合併浄化槽等による整備に変更されています。

また、農集排や公共単独下水道の流域下水道への取込みが予定され、今後10年での概成を目指した整備区域となっております。

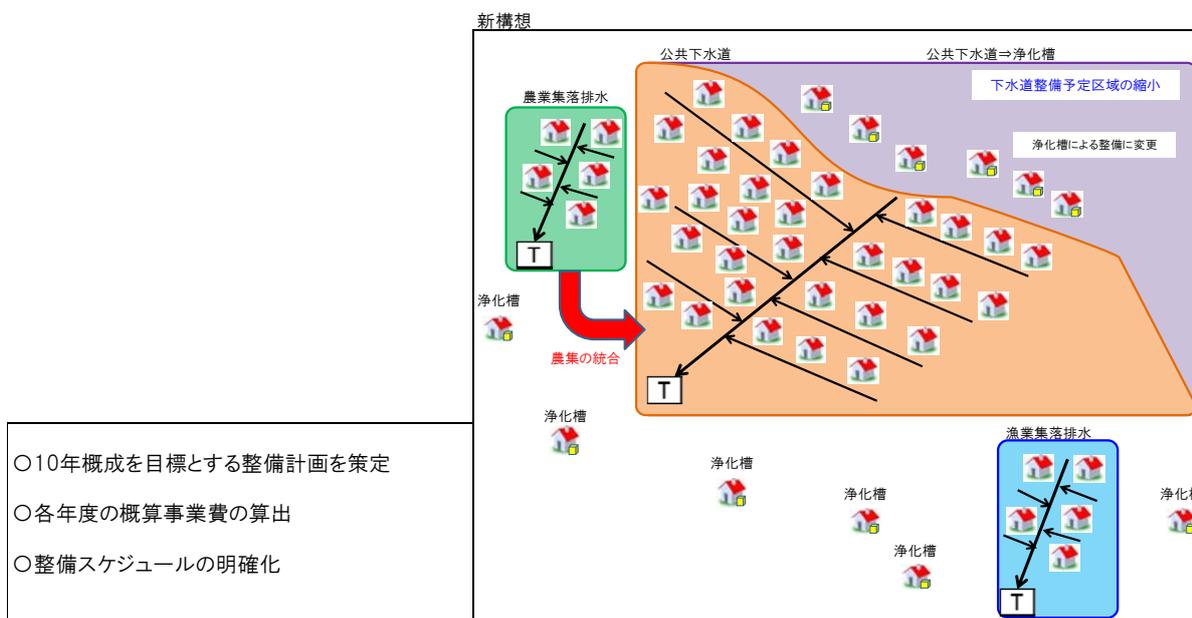
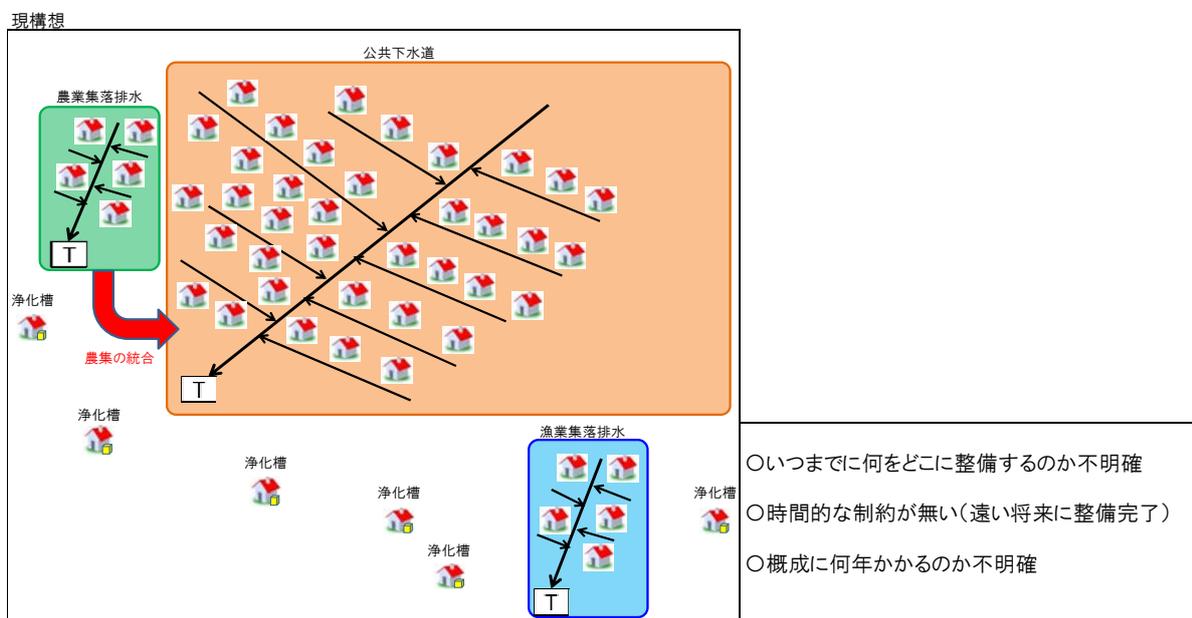


図3-1では、行政人口の推移を示しております。平成26年度から目標年次（平成47年度）までに約26万の人口減少が見込まれております。（※社会保障・人口問題研究所及び各市町村総合計画推移より）

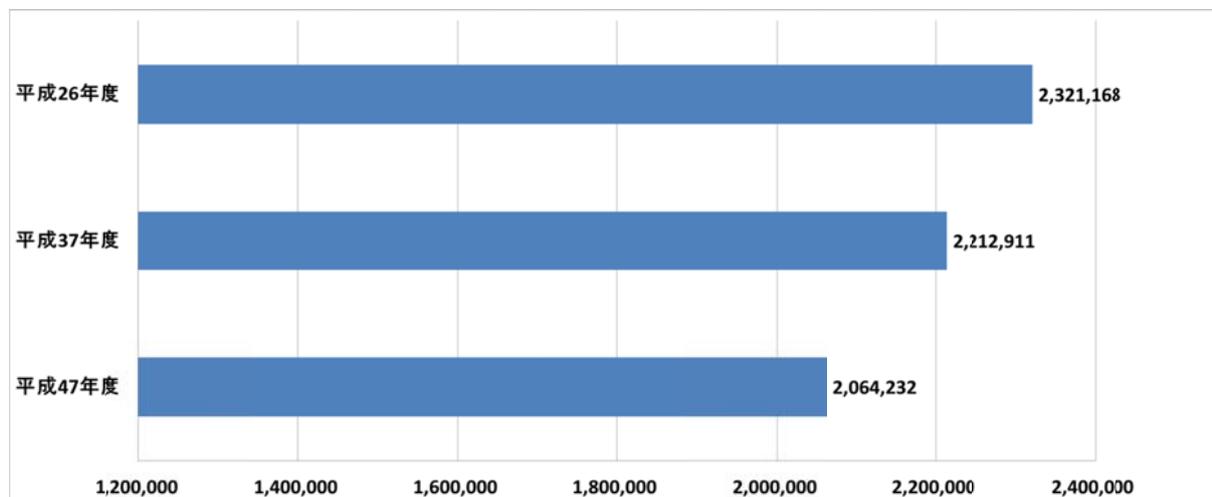


図3-1 宮城県行政人口の推移（社人研及び各市町村計画より）

図3-2では、本構想による事業種別の人口推移を示しております。平成26年度の未整備人口約25万人から目標年次（平成47年）には、3万5千人ほどまで減少いたします。

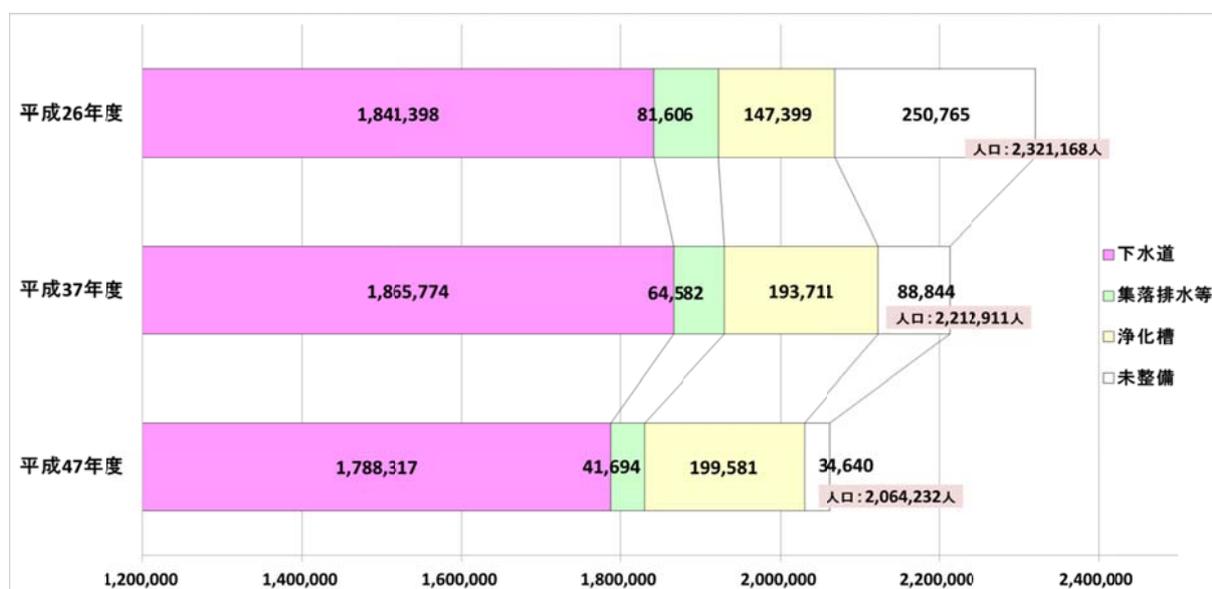


図3-2 事業別人口推移

現況：平成 26 年度末

汚水処理人口普及率：89.2%

10年概成：平成 37 年度末

汚水処理人口普及率：96.0%

将来計画：平成 47 年度

汚水処理人口普及率：98.3%

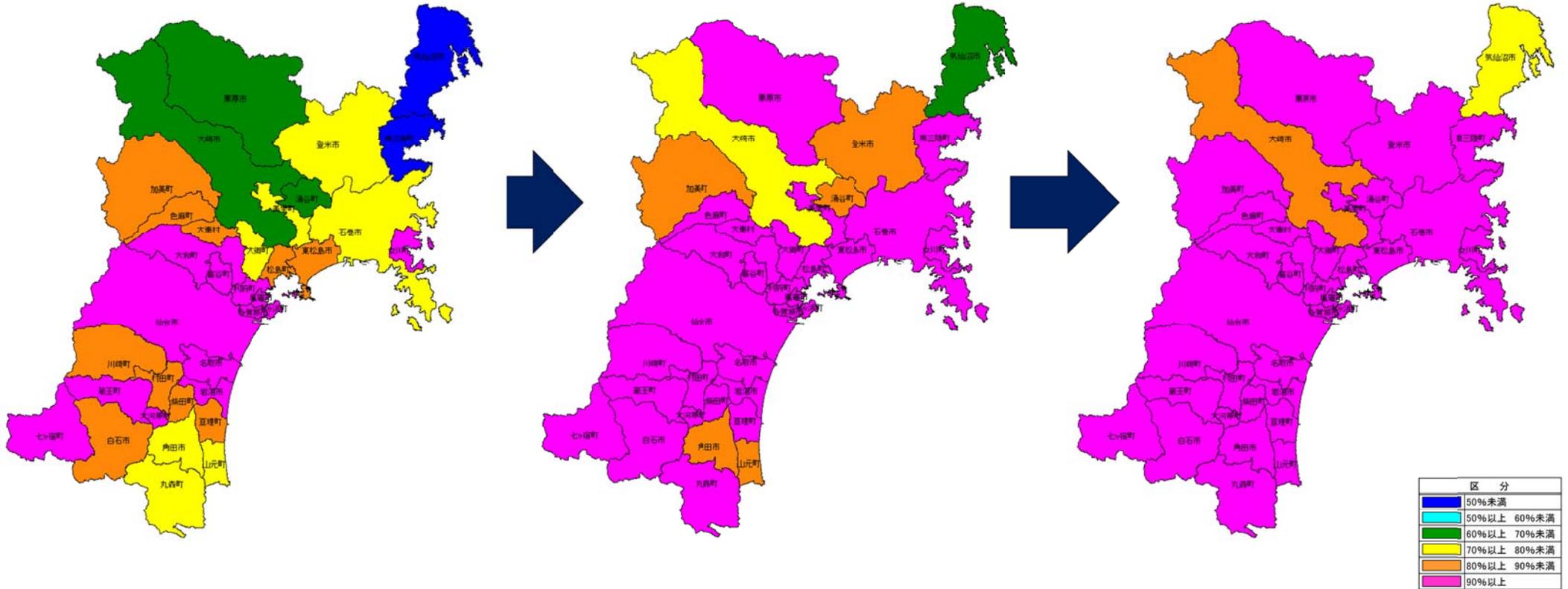


図 3 - 3 各市町村の生活排水処理人口普及率の区分図（平成 26 年度末現在と 10 年概成及び将来計画）

第3章 生活排水処理施設整備の基本構想

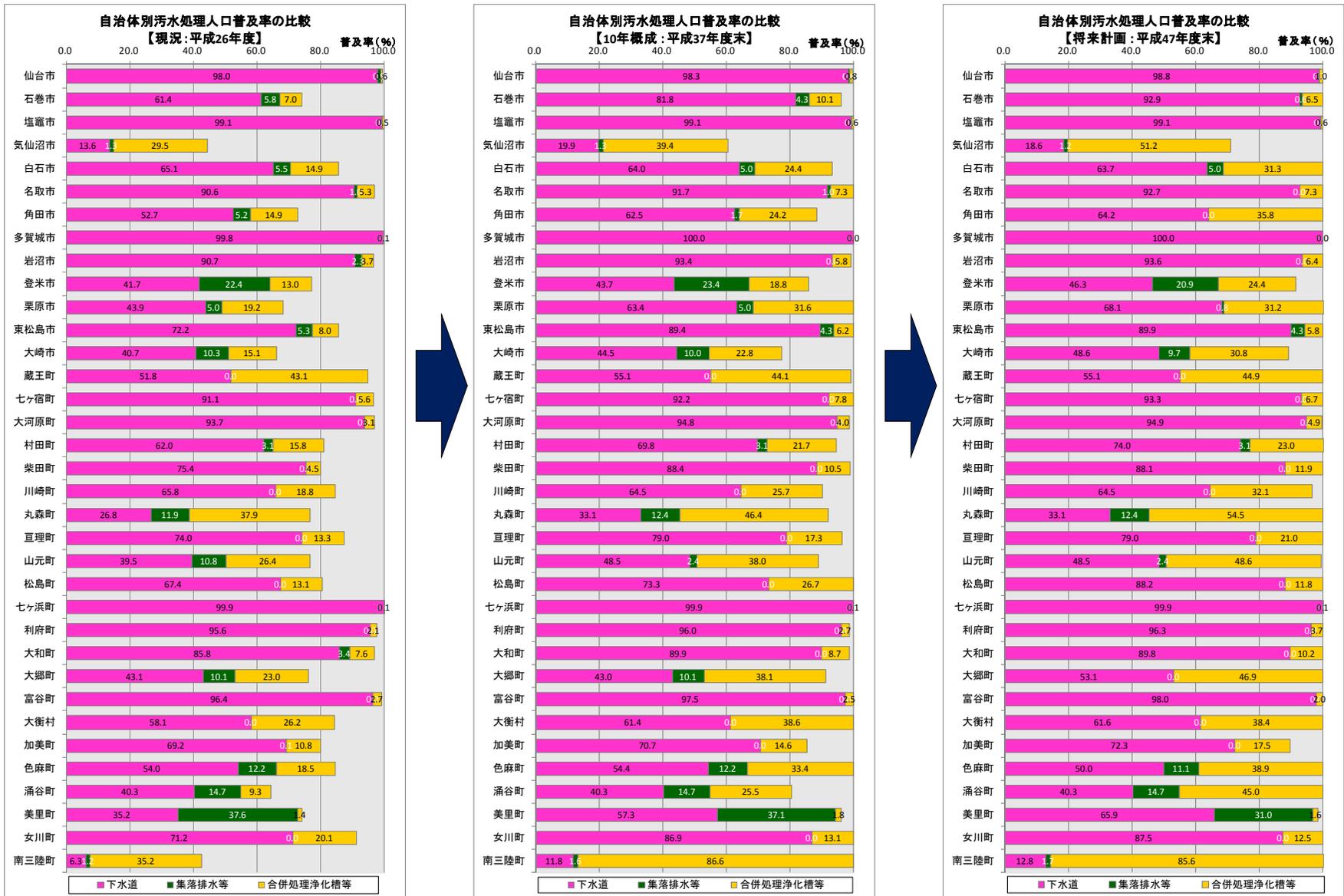


図3-4 市町村別生活排水処理人口普及率の比較（平成26年度末現在と10年概成及び将来計画）

第3章 生活排水処理施設整備の基本構想



図3-5 市町村別下水道人口普及率の比較（平成26年度末現在と10年概成及び将来計画）

第3章 生活排水処理施設整備の基本構想

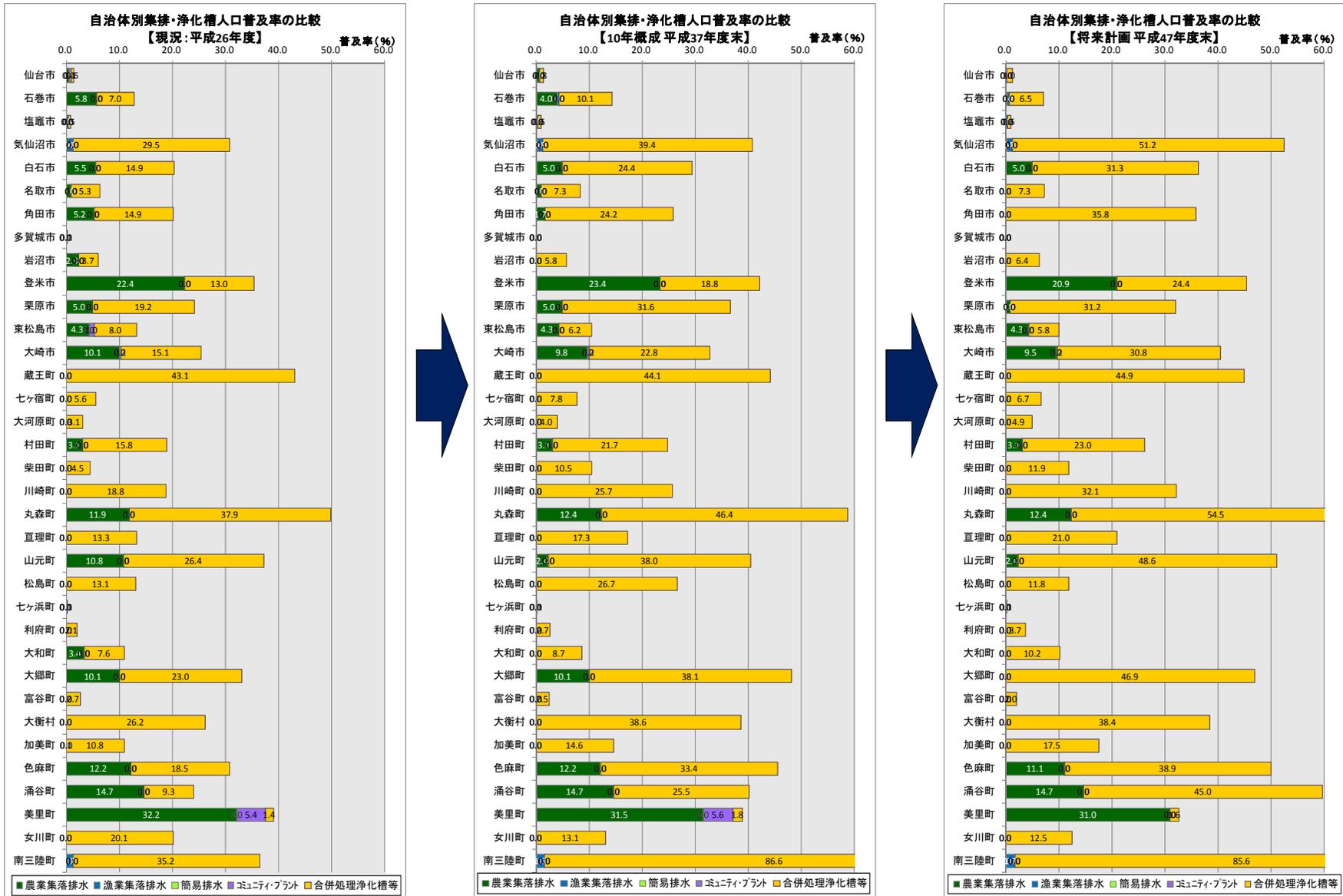


図3-6 市町村別集排・浄化槽人口普及率の比較（平成26年度末現在と10年概成及び将来計画）

3. 1. 2 10年概成年次及び将来計画年次における各種事業の概要

10年概成年次（平成37年度）及び将来計画年次（平成47年度）における各種事業の策定結果を表3-1及び図3-7に示します。

表3-1 10年概成年次及び将来計画年次における各種事業の概要

【10年概成：平成37年度】						【将来計画：平成47年度】					
項目	種別	事業種別	着手自治体数	普及人口(人)	普及率(%)	項目	種別	事業種別	着手自治体数	普及人口(人)	普及率(%)
集合処理	下水道	単独公共	14	936,021	42.3%	下水道	単独公共	13	890,153	43.1%	
		流開公共	27	929,753	42.0%		流開公共	28	898,165	43.5%	
		小計	41	1,865,774	84.3%		小計	41	1,788,317	86.6%	
	集落排水等	農業集落排水	18	61,669	2.8%	集落排水等	農業集落排水	15	40,391	2.0%	
		漁業集落排水	4	1,177	0.1%		漁業集落排水	4	906	0.0%	
		簡易排水	1	10	0.0%		簡易排水	1	1	0.0%	
		コミュニティプラント	3	1,726	0.1%		コミュニティプラント	2	396	0.0%	
小計	26	64,582	3.0%	小計	22	41,694	2.0%				
集合処理計	67	1,930,356	87.2%	集合処理計	63	1,830,011	88.7%				
個別処理	合併処理浄化槽等		35	193,711	8.8%	個別処理	合併処理浄化槽等		35	199,581	9.7%
汚水処理計				2,124,067	96.0%	汚水処理計				2,029,592	98.3%
未整備				88,844	4.0%	未整備				34,640	1.7%
行政人口				2,212,911		行政人口				2,064,232	

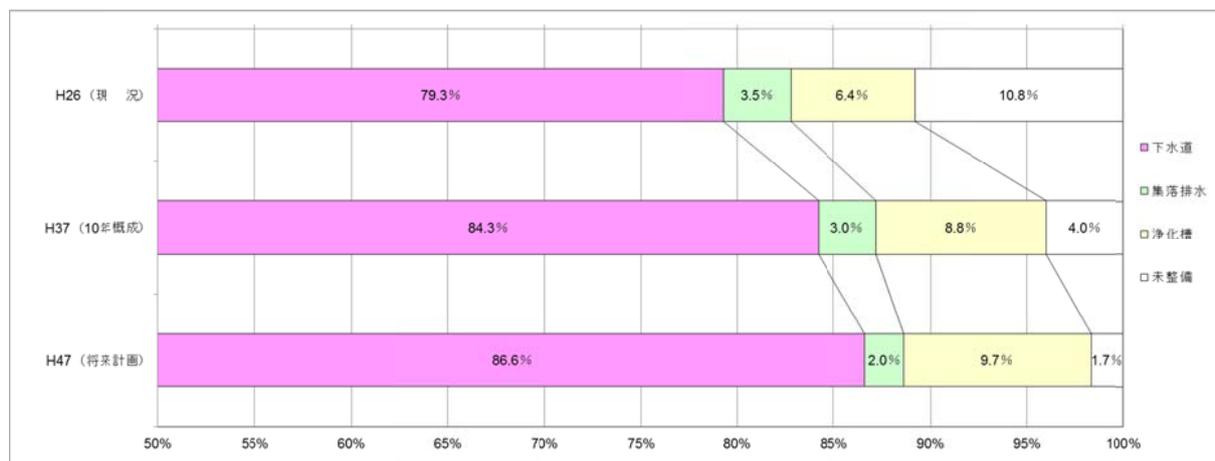


図3-7 事業種別生活排水処理人口シェア（10年概成年次及び将来計画年次）

10年概成（平成37年度）では、行政人口2,212,911人のうち、下水道等の生活排水処理施設による生活排水処理区域人口は2,124,067人となり、生活排水処理人口普及率は**96.0%**となります。

整備手法別に見ると、下水道の占める割合は84.3%であり、集落排水等は3.0%、合併処理浄化槽等は8.8%となっています。

さらに、将来計画年次（平成47年度）では、行政人口2,064,232人のうち、下水道等の生活排水処理施設による生活排水処理区域人口は2,029,592人となり、生活排水処理人口普及率は**98.3%**となります。

整備手法別に見ると、下水道の占める割合は86.6%であり、集落排水等は2.0%、合併処理浄化槽等は9.7%となっています。（内訳は表3-2参照）

集合処理の整備について、前回の構想までは整備にかかる期間や時間が不明確だったのに対し、今回の構想では、10年概成を整備目標と定め、整備計画を明確化することが可能になりました（アクションプラン参照）。集合処理の推移について、集合処理における整備完了年度の推移を図3-8に示します。

集合処理については、平成37年度までに整備が完了する市町村が多いですが、3市町村については、平成37年度以降も整備が続き、そのうち平成47年度までかかる市町村が2市町あります。

また、集合処理が概成しても普及率が目標値に達しない市町村もあります。これらの市町村では、集合処理が困難な地域において、合併浄化槽による生活排水処理整備が並行して整備を進めます。合併浄化槽の整備は各市町村にて実施可能な設置基数を設定し、その上で整備完了年度を定めています。

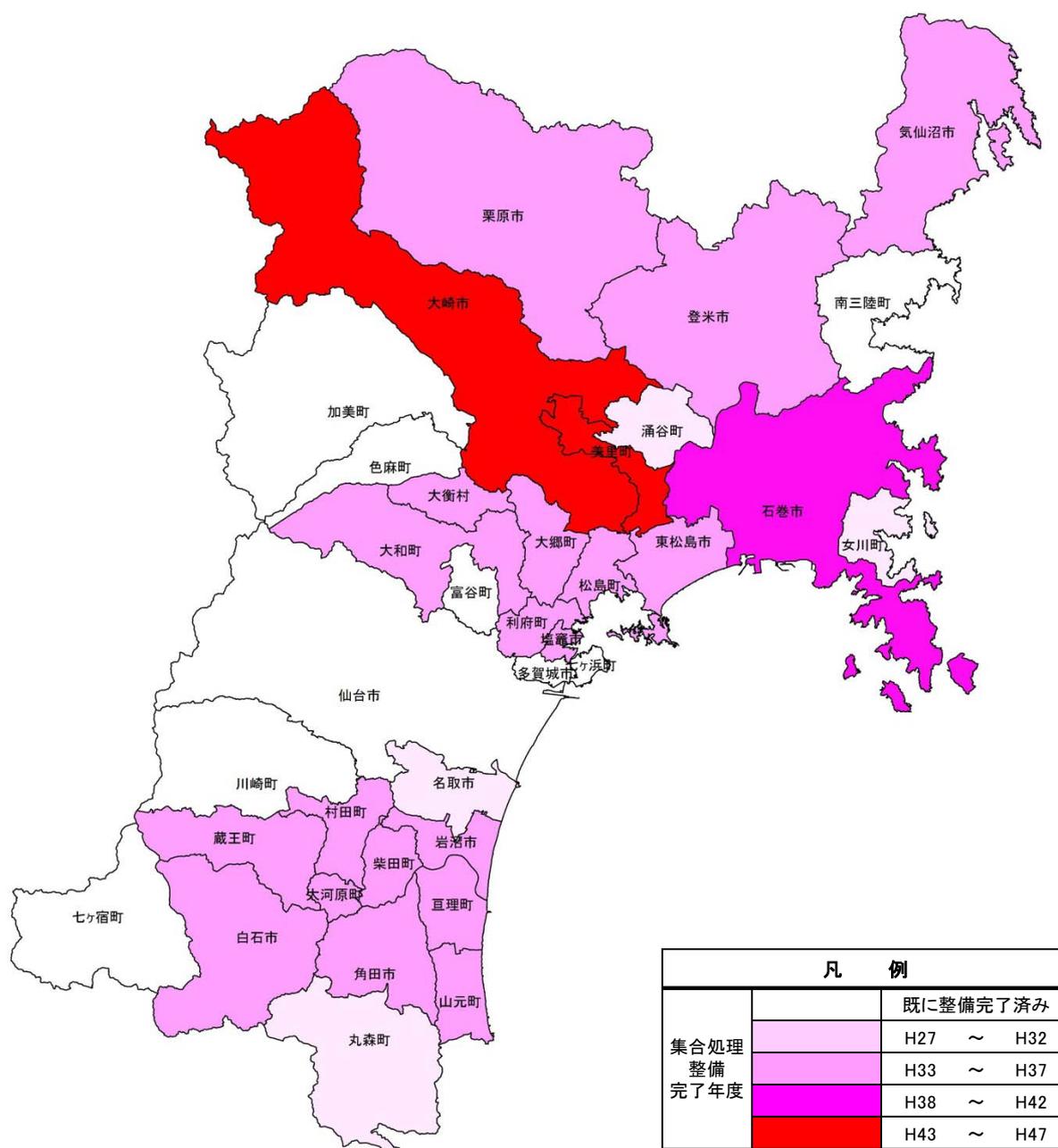


図3-8 集合処理における整備完了年度の推移

第3章 生活排水処理施設整備の基本構想

表3-2① 市町村別生活排水処理人口と普及率（10年概成：平成37年度）

No.	市町村名	行政人口	下水道						農業集落排水		漁業集落排水		簡易排水		コミュニティプラント		集合処理計		合併処理浄化槽等		汚水処理計	
			単独公共		流開公共		計		普及人口 (人)	普及率 (%)												
			普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)														
1	仙台市	1,038,800	798,740	76.9	222,280	21.4	1,021,020	98.3	6,660	0.6	0	0.0	0	0.0	170	0.0	1,027,850	98.9	8,568	0.8	1,036,418	99.8
2	石巻市	134,260	4,230	3.2	105,570	78.6	109,800	81.8	5,400	4.0	343	0.3	0	0.0	0	0.0	115,543	86.1	13,532	10.1	129,075	96.1
3	塩竈市	47,425	0	0.0	47,001	99.1	47,001	99.1	0	0.0	158	0.3	0	0.0	0	0.0	47,159	99.4	266	0.6	47,425	100.0
4	気仙沼市	57,495	11,443	19.9	0	0.0	11,443	19.9	203	0.4	491	0.9	0	0.0	0	0.0	12,137	21.1	22,664	39.4	34,801	60.5
5	白石市	31,302	0	0.0	20,044	64.0	20,044	64.0	1,580	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	21,624	69.1	7,648	24.4	29,271	93.5
6	名取市	77,794	0	0.0	71,354	91.7	71,354	91.7	740	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	72,094	92.7	5,700	7.3	77,794	100.0
7	角田市	26,460	0	0.0	16,540	62.5	16,540	62.5	440	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16,980	64.2	6,410	24.2	23,390	88.4
8	多賀城市	63,259	0	0.0	63,259	100.0	63,259	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	63,259	100.0	0	0.0	63,259	100.0
9	岩沼市	42,800	0	0.0	39,983	93.4	39,983	93.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	39,983	93.4	2,500	5.8	42,483	99.3
10	登米市	69,200	28,419	41.1	1,845	2.7	30,264	43.7	16,196	23.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	46,460	67.1	12,994	18.8	59,454	85.9
11	栗原市	58,935	4,990	8.5	32,380	54.9	37,370	63.4	2,966	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	40,336	68.4	18,599	31.6	58,935	100.0
12	東松島市	38,696	0	0.0	34,613	89.4	34,613	89.4	1,682	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	36,295	93.8	2,401	6.2	38,696	100.0
13	大崎市	129,767	41,127	31.7	16,646	12.8	57,773	44.5	12,751	9.8	0	0.0	0	0.0	266	0.2	70,790	54.6	29,598	22.8	100,388	77.4
14	蔵王町	11,253	0	0.0	6,200	55.1	6,200	55.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,200	55.1	4,959	44.1	11,159	99.2
15	七ヶ宿町	1,190	1,097	92.2	0	0.0	1,097	92.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,097	92.2	93	7.8	1,190	100.0
16	大河原町	22,774	0	0.0	21,600	94.8	21,600	94.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	21,600	94.8	921	4.0	22,521	98.9
17	村田町	10,000	0	0.0	6,979	69.8	6,979	69.8	314	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7,293	72.9	2,168	21.7	9,461	94.6
18	柴田町	36,330	0	0.0	32,120	88.4	32,120	88.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	32,120	88.4	3,800	10.5	35,920	98.9
19	川崎町	8,432	5,438	64.5	0	0.0	5,438	64.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,438	64.5	2,170	25.7	7,608	90.2
20	丸森町	12,142	0	0.0	4,016	33.1	4,016	33.1	1,504	12.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,520	45.5	5,637	46.4	11,157	91.9
21	亶理町	31,730	0	0.0	25,067	79.0	25,067	79.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25,067	79.0	5,499	17.3	30,566	96.3
22	山元町	11,880	5,762	48.5	0	0.0	5,762	48.5	285	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,047	50.9	4,517	38.0	10,564	88.9
23	松島町	12,139	8,900	73.3	0	0.0	8,900	73.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8,900	73.3	3,239	26.7	12,139	100.0
24	七ヶ浜町	18,713	0	0.0	18,688	99.9	18,688	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,688	99.9	25	0.1	18,713	100.0
25	利府町	38,804	0	0.0	37,250	96.0	37,250	96.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	37,250	96.0	1,031	2.7	38,281	98.7
26	大和町	29,748	0	0.0	26,729	89.9	26,729	89.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26,729	89.9	2,602	8.7	29,331	98.6
27	大郷町	7,489	0	0.0	3,224	43.0	3,224	43.0	754	10.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,978	53.1	2,850	38.1	6,828	91.2
28	富谷町	55,087	0	0.0	53,721	97.5	53,721	97.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	53,721	97.5	1,366	2.5	55,087	100.0
29	大衡村	4,698	0	0.0	2,886	61.4	2,886	61.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,886	61.4	1,812	38.6	4,698	100.0
30	加美町	21,500	15,200	70.7	0	0.0	15,200	70.7	0	0.0	0	0.0	10	0.0	0	0.0	15,210	70.7	3,141	14.6	18,351	85.4
31	色麻町	6,482	3,523	54.4	0	0.0	3,523	54.4	794	12.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,317	66.6	2,165	33.4	6,482	100.0
32	涌谷町	14,457	5,827	40.3	0	0.0	5,827	40.3	2,121	14.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7,948	55.0	3,684	25.5	11,632	80.5
33	美里町	23,100	0	0.0	13,225	57.3	13,225	57.3	7,279	31.5	0	0.0	0	0.0	1,290	5.6	21,794	94.3	426	1.8	22,220	96.2
34	女川町	7,516	0	0.0	6,534	86.9	6,534	86.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,534	86.9	982	13.1	7,516	100.0
35	南三陸町	11,254	1,325	11.8	0	0.0	1,325	11.8	0	0.0	185	1.6	0	0.0	0	0.0	1,510	13.4	9,744	86.6	11,254	100.0
	市計	1,816,193	888,949	48.9	671,514	37.0	1,560,463	85.9	48,618	2.7	992	0.1	0	0.0	436	0.0	1,610,509	88.7	130,880	7.2	1,741,389	95.9
	郡計	396,718	47,072	11.9	258,239	65.1	305,311	77.0	13,051	3.3	185	0.0	10	0.0	1,290	0.3	319,847	80.6	62,831	15.8	382,678	96.5
	県計	2,212,911	936,021	42.3	929,753	42.0	1,865,774	84.3	61,669	2.8	1,177	0.1	10	0.0	1,726	0.1	1,930,356	87.2	193,711	8.8	2,124,067	96.0

第3章 生活排水処理施設整備の基本構想

表3-2② 市町村別生活排水処理人口と普及率（将来計画：平成47年度）

No.	市町村名	行政人口	下水道						農業集落排水		漁業集落排水		簡易排水		コミュニティプラント		集合処理計		合併処理浄化槽等		汚水処理計	
			単独公共		流開公共		計		普及人口 (人)	普及率 (%)												
			普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)														
1	仙台市	990,800	760,960	76.8	217,940	22.0	978,900	98.8	1,540	0.2	0	0.0	0	0.0	140	0.0	980,580	99.0	10,297	1.0	990,877	100.0
2	石巻市	117,469	3,490	3.0	105,600	89.9	109,090	92.9	440	0.4	256	0.2	0	0.0	0	0.0	109,786	93.5	7,683	6.5	117,469	100.0
3	塩竈市	40,457	0	0.0	40,097	99.1	40,097	99.1	0	0.0	134	0.3	0	0.0	0	0.0	40,231	99.4	226	0.6	40,457	100.0
4	気仙沼市	47,435	8,840	18.6	0	0.0	8,840	18.6	168	0.4	361	0.8	0	0.0	0	0.0	9,369	19.8	24,305	51.2	33,674	71.0
5	白石市	26,868	0	0.0	17,104	63.7	17,104	63.7	1,355	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,459	68.7	8,409	31.3	26,868	100.0
6	名取市	78,124	0	0.0	72,400	92.7	72,400	92.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	72,400	92.7	5,724	7.3	78,124	100.0
7	角田市	22,970	0	0.0	14,740	64.2	14,740	64.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14,740	64.2	8,230	35.8	22,970	100.0
8	多賀城市	61,145	0	0.0	61,145	100.0	61,145	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	61,145	100.0	0	0.0	61,145	100.0
9	岩沼市	40,600	0	0.0	38,000	93.6	38,000	93.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	38,000	93.6	2,600	6.4	40,600	100.0
10	登米市	59,500	25,941	43.6	1,583	2.7	27,524	46.3	12,432	20.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	39,956	67.2	14,520	24.4	54,476	91.6
11	栗原市	49,369	4,180	8.5	29,416	59.6	33,596	68.1	373	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33,969	68.8	15,400	31.2	49,369	100.0
12	東松島市	35,599	0	0.0	32,000	89.9	32,000	89.9	1,547	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33,547	94.2	2,052	5.8	35,599	100.0
13	大崎市	123,067	44,082	35.8	15,786	12.8	59,868	48.6	11,728	9.5	0	0.0	0	0.0	256	0.2	71,852	58.4	37,888	30.8	109,740	89.2
14	蔵王町	10,120	0	0.0	5,576	55.1	5,576	55.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,576	55.1	4,544	44.9	10,120	100.0
15	七ヶ宿町	962	898	93.3	0	0.0	898	93.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	898	93.3	64	6.7	962	100.0
16	大河原町	21,594	0	0.0	20,500	94.9	20,500	94.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	20,500	94.9	1,068	4.9	21,568	99.9
17	村田町	8,600	0	0.0	6,360	74.0	6,360	74.0	265	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,625	77.0	1,975	23.0	8,600	100.0
18	柴田町	33,490	0	0.0	29,520	88.1	29,520	88.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29,520	88.1	3,970	11.9	33,490	100.0
19	川崎町	7,379	4,759	64.5	0	0.0	4,759	64.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,759	64.5	2,370	32.1	7,129	96.6
20	丸森町	10,207	0	0.0	3,376	33.1	3,376	33.1	1,264	12.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,640	45.5	5,567	54.5	10,207	100.0
21	亶理町	28,782	0	0.0	22,738	79.0	22,738	79.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,738	79.0	6,044	21.0	28,782	100.0
22	山元町	9,684	4,697	48.5	0	0.0	4,697	48.5	232	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,929	50.9	4,706	48.6	9,636	99.5
23	松島町	10,037	8,850	88.2	0	0.0	8,850	88.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8,850	88.2	1,187	11.8	10,037	100.0
24	七ヶ浜町	18,159	0	0.0	18,135	99.9	18,135	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,135	99.9	24	0.1	18,159	100.0
25	利府町	39,198	0	0.0	37,758	96.3	37,758	96.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	37,758	96.3	1,440	3.7	39,198	100.0
26	大和町	29,309	0	0.0	26,325	89.8	26,325	89.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26,325	89.8	2,984	10.2	29,309	100.0
27	大郷町	6,541	0	0.0	3,475	53.1	3,475	53.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,475	53.1	3,066	46.9	6,541	100.0
28	富谷町	57,714	0	0.0	56,571	98.0	56,571	98.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	56,571	98.0	1,143	2.0	57,714	100.0
29	大衡村	4,180	0	0.0	2,576	61.6	2,576	61.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,576	61.6	1,604	38.4	4,180	100.0
30	加美町	19,500	14,100	72.3	0	0.0	14,100	72.3	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	14,101	72.3	3,414	17.5	17,515	89.8
31	色麻町	6,352	3,178	50.0	0	0.0	3,178	50.0	705	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,883	61.1	2,469	38.9	6,352	100.0
32	涌谷町	12,414	5,003	40.3	0	0.0	5,003	40.3	1,822	14.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6,825	55.0	5,589	45.0	12,414	100.0
33	美里町	21,000	0	0.0	13,845	65.9	13,845	65.9	6,519	31.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	20,364	97.0	341	1.6	20,705	98.6
34	女川町	6,400	0	0.0	5,600	87.5	5,600	87.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,600	87.5	800	12.5	6,400	100.0
35	南三陸町	9,208	1,175	12.8	0	0.0	1,175	12.8	0	0.0	155	1.7	0	0.0	0	0.0	1,330	14.4	7,878	85.6	9,208	100.0
	市計	1,693,403	847,493	50.0	645,811	38.1	1,493,304	88.2	29,583	1.7	751	0.0	0	0.0	396	0.0	1,524,034	90.0	137,333	8.1	1,661,367	98.1
	郡計	370,830	42,660	11.5	252,354	68.1	295,014	79.6	10,808	2.9	155	0.0	1	0.0	0	0.0	305,978	82.5	62,248	16.8	368,225	99.3
	県計	2,064,232	890,153	43.1	898,165	43.5	1,788,317	86.6	40,391	2.0	906	0.0	1	0.0	396	0.0	1,830,011	88.7	199,581	9.7	2,029,592	98.3

3. 1. 3 現況値（平成 26 年度末）との比較

(1) 10 年概成との比較

平成 26 年度末現況値と 10 年概成（平成 37 年度）を比較すると、10 年概成（平成 37 年度）は昨今の人口減少傾向を受けて行政人口は 108,257 人減少していますが、生活排水処理人口は 52,692 人増加し、生活排水処理人口普及率は 6.7% 向上します。

市町村別に見ると、12 の市町村で生活排水処理人口普及率が 100% に達しており、16 の市町村が生活排水処理人口普及率 90% を達成しています。よって全体の約 8 割の市町村において生活排水処理人口普及率が 90% 以上となります。

整備手法別に見ると、農業集落排水事業と漁業集落排水事業は現状維持の推移であるのに対して、下水道の内、特に流域関連事業が整備を伸ばしています。また、個別処理浄化槽等の事業も整備を伸ばしております。

表 3-3 現況値（平成 26 年度末）と 10 年概成（平成 37 年度）の比較

項目	種別	事業種別	着手自治体数			普及人口（人）			普及率（%）		
			現況	10年概成	差分	現況	10年概成	差分	現況	10年概成	差分
			①	②	②-①	③	④	④-③	⑤	⑥	⑥-⑤
集合処理	下水道	単独公共	15	14	▲ 1	966,506	936,021	▲ 30,485	41.6	42.3	0.7
		流関公共	27	27	0	874,892	929,753	54,861	37.7	42.0	4.3
		小計	42	41	▲ 1	1,841,398	1,865,774	24,376	79.3	84.3	5.0
	集落排水等	農業集落排水	19	18	▲ 1	74,081	61,669	▲ 12,412	3.2	2.8	▲ 0.4
		漁業集落排水	4	4	0	986	1,177	191	0.0	0.1	0.1
		簡易排水	1	1	0	21	10	▲ 11	0.0	0.0	0.0
		コミュニティプラント	4	3	▲ 1	6,518	1,726	▲ 4,792	0.3	0.1	▲ 0.2
	小計	28	26	▲ 2	81,606	64,582	▲ 17,024	3.5	3.0	▲ 0.5	
集合処理計	70	67	▲ 3	1,923,004	1,930,356	7,352	82.8	87.2	4.4		
個別処理	合併処理浄化槽等	35	35	0	147,399	193,711	46,312	6.4	8.8	2.4	
汚水処理計						2,070,403	2,124,067	53,664	89.2	96.0	6.8
未整備						250,765	88,844	▲ 161,921	10.8	4.0	▲ 6.8
行政人口						2,321,168	2,212,911	▲ 108,257			

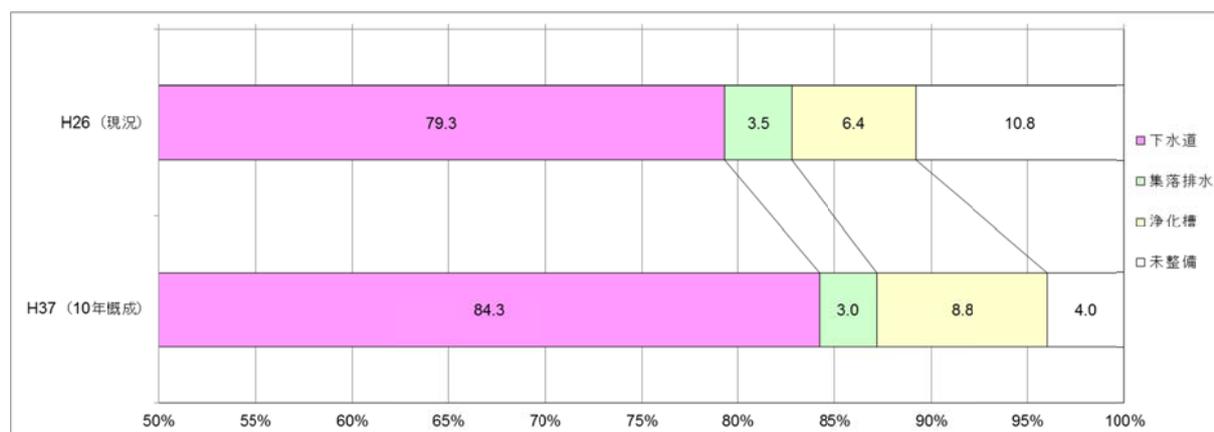


図 3-9 現況値との比較

(2) 目標年次との比較

さらに、平成 26 年度末現況値と将来計画（平成 47 年度）を比較すると、将来計画（平成 47 年度）はさらに減少傾向を受けて行政人口は 256,936 人減少しており、生活排水処理人口はその影響を受けて 40,779 人減少していますが、生活排水処理人口普及率は 9.1% 向上します。

市町村別に見ると、26 の市町村で生活排水処理人口普及率が 100% に達しており、6 の市町村が生活排水処理人口普及率 90% を達成しています。よって全体の約 9 割の市町村において生活排水処理人口普及率が 90% 以上となります。

表 3 - 4 現況値（平成 26 年度末）と将来計画（平成 47 年度）の比較

項目	種別	事業種別	着手自治体数			普及人口（人）			普及率（%）		
			現況	将来計画	差分	現況	将来計画	差分	現況	将来計画	差分
			①	②	②-①	③	④	④-③	⑤	⑥	⑥-⑤
集合処理	下水道	単独公共	15	13	▲ 2	966,506	890,153	▲ 76,353	41.6	43.1	1.5
		流開公共	27	28	1	874,892	898,165	23,273	37.7	43.5	5.8
		小計	42	41	▲ 1	1,841,398	1,788,317	▲ 53,081	79.3	86.6	7.3
	集落排水等	農業集落排水	19	15	▲ 4	74,081	40,391	▲ 33,690	3.2	2.0	▲ 1.2
		漁業集落排水	4	4	0	986	906	▲ 80	0.0	0.0	0.0
		簡易排水	1	1	0	21	1	▲ 20	0.0	0.0	0.0
		コミュニティプラント	4	2	▲ 2	6,518	396	▲ 6,122	0.3	0.0	▲ 0.3
		小計	28	22	▲ 6	81,606	41,694	▲ 39,912	3.5	2.0	▲ 1.5
集合処理計		70	63	▲ 7	1,923,004	1,830,011	▲ 92,993	82.8	88.7	5.9	
個別処理	合併処理浄化槽等	35	35	0	147,399	199,581	52,182	6.4	9.7	3.3	
汚水処理計					2,070,403	2,029,592	▲ 40,811	89.2	98.3	9.1	
未整備					250,765	34,640	▲ 216,125	10.8	1.7	▲ 9.1	
行政人口					2,321,168	2,064,232	▲ 256,936				

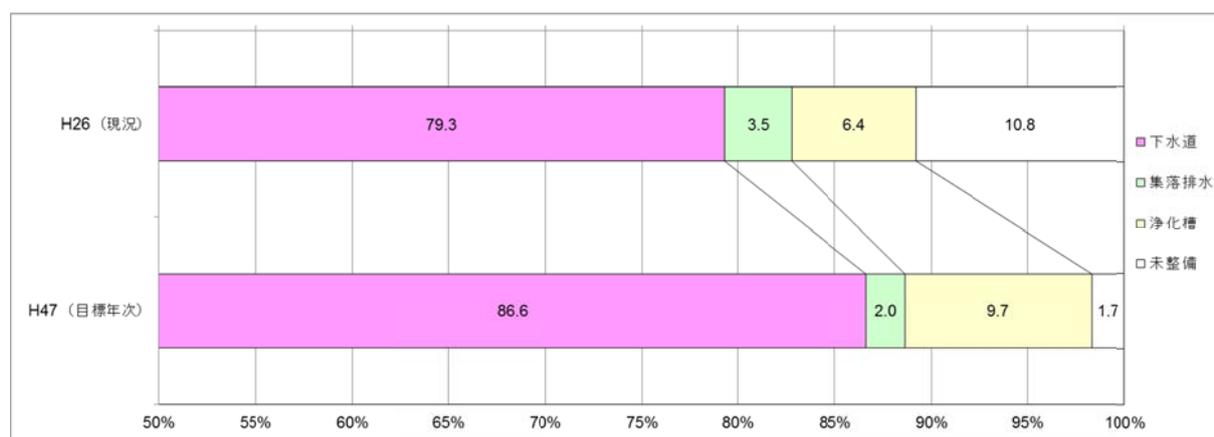


図 3 - 10 現況値との比較

## 3. 1. 4 現構想との比較

## (1) 比較概要

現構想と新構想の主な比較を表3-5に示します。

表3-5 新旧構想比較

現生活排水処理基本構想	新生活排水処理基本構想
<b>【公共下水道】</b> 計画面積 (ha) : 60,442ha (H26末 整備済み(ha) : 45,462ha) 概算事業費(百万円) : 192,426 百万円 概成期間 (年) : 116年	<b>【公共下水道】</b> 計画面積 (ha) : 55,440ha (H26末 整備済み(ha) : 45,462ha) 概算事業費(百万円) : 110,903 百万円 概成期間 (年) : 10年 (20年)
<b>【農業集落排水事業】</b> 計画面積(ha) : 7,823 ha 概算事業費(百万円) : 1,618 百万円 (残整備 2 地区 : 登米市・美里町)	<b>【農業集落排水事業】</b> 計画面積(ha) : 5,866 ha 概算事業費(百万円) : 1,618 百万円 (残整備 2 地区 : 登米市・美里町)
<b>【漁業集落排水事業】</b> 計画面積(ha) : 289 ha 概算事業費(百万円) : 4,397 百万円 (残整備 4 地区 : 石巻市)	<b>【漁業集落排水事業】</b> 計画面積(ha) : 142 ha 概算事業費(百万円) : 1,366 百万円 (残整備 2 地区 : 石巻市)
<b>【浄化槽事業】</b> 計画人口(人) : 201,344 人 (H26末 設置済み (人) : 147,399 人) 概算事業費(百万円) : 18,855 百万円	<b>【浄化槽事業】</b> 計画人口(人) : 234,221 人 (H26末 設置済み (人) : 147,399 人) 概算事業費(百万円) : 30,347 百万円

※表中 概算事業費は、平成 27 年度以降の残事業費。

公共下水道では、見直しにより計画面積が縮小し、概算事業費が削減します。それに伴い概成期間も削減されています。

農業集落排水事業では、持続的な施設運営を目指し、公共下水道へ統合を予定している地区があるため、計画面積が減少します。

漁業集落排水事業では、震災により事業休止になった地区もあり、計画面積が減少しておりますが、残存した地区については、引き続き事業を進めていきます。

浄化槽事業は、計画人口及び概算事業費とも増加しており、集合処理整備から浄化槽整備へ転換された分、増加しています。

(2) 集合処理の概成期間の比較

現構想と新構想の集合処理における概成期間の比較を図3-11に示す。



図3-11 現構想と新構想の集合処理における概成期間の比較

新構想において、10年概成に向けた整備計画が策定されたことにより、多くの市町村で概成期間が大幅に短縮されています。

(3) 整備コスト及び維持管理コストの比較

現構想と新構想の整備コストを比較すると、表3-6に示すとおりである。

計画面積が減少し浄化槽による整備人口が増えているが、各市町村において経済的な整備手法を検討し、実情に応じた整備計画が策定されたことから、整備コストは大幅に削減されました。

表3-6 整備コストの比較

整備コスト		計画面積(ha・人)			投資額(百万円)		
		現構想	新構想	増減	現構想	新構想	増減
公共 下水道	流域下水道	34,870ha	34,084ha	△ 787ha	111,014	68,181	△ 42,833
	公共下水道	25,572ha	21,356ha	△ 4,216ha	81,412	42,722	△ 38,690
	合計	60,442ha	55,440ha	△ 5,003ha	192,426	110,903	△ 81,523
農集排		7,823ha	5,866ha	△ 1,957ha	1,618	1,618	0
漁集排		289ha	142ha	△ 147ha	4,397	1,366	△ 3,031
コミプラ等		—	—	—	—	—	—
浄化槽		201,344人	234,221人	32,877人	18,855	30,347	11,492
合計		68,554ha	61,448ha	△ 7,106ha	217,296	144,234	△ 73,063

(4) 現構想との比較のまとめ

現構想と新構想を比較すると、新構想においては、汚水処理施設の10年概成を目指していることから、公共下水道の計画面積が大幅に削減され、集落排水も統廃合により計画面積が削減されています。

一方で、浄化槽事業により汚水処理施設の普及を図ることにシフトされたため、浄化槽事業による計画人口が増加しています。



## 第4章 生活排水処理基本構想の考察



---

## 第4章 生活排水処理基本構想の考察

### ①生活排水処理施設整備事業による効率的整備の促進

生活排水処理施設整備事業全体では、構想目標年次において、ほぼ普及率 100%を達成します。しかしながら、市町村毎に見るといくつかの市町で構想目標年次においても 100%になりません。これらの市町は、個人申請に委ねる浄化槽の整備範囲が大きいため概成まで届かない状況にあります。そのため生活排水処理施設の概成は、今後、浄化槽の整備普及が重要課題となってきます。

### ② 集合処理の整備促進

集合処理においては、本構想の策定により、ほとんどの市町村で集合処理の整備が完了し、10年概成（平成 37 年度）します。しかしながら、「石巻市・大崎市・美里町」の 3 市町で概成に至りません。これらの市町は、農村部の地理的条件や工事施工条件などの課題により、集合処理施設の整備効率は都市部に比べて低くなっている傾向があります。

本構想の策定により、整備手法ごとの分担すべき区域が明らかになり、地域の実情に沿った整備計画を策定し、下水道クイックプロジェクト（※1）などの早期整備を採用するなど整合のとれた整備が可能となります。今回の構想の下、事業の実施計画段階においては、県及び各市町村での個別の調整を図りながら整備を進めていきます。

### ③ 合併処理浄化槽等の整備促進

集合処理が困難な住居が散在する地域では、現在、整備促進のために各市町村は条例や要綱により補助金交付や助成など独自の支援施策を実施していますが、本構想に基づく合併処理浄化槽整備推進のため、各市町村の更なる支援策を検討することや、住民に浄化槽設置の理解を深めてもらい、積極的に設置して頂くことが必要となってきます。

また、浄化槽設置はあくまで、個人による設置になるため行政が踏む込みにくいところがあります。どのようにしたら普及改善されるのか、設置していただけるのか、住民と一緒に考えて考え、普及促進に対する支援を各市町村の実情に併せてさらなる検討が必要であります。

### ④ 財源の確保と事業経営の適正化

近年の厳しい財源状況は今後も続くことが予想される中、生活排水処理施設整備事業を推進していく上で、財源の確保は非常に重要な問題です。一般的に生活排水処理施設の整備には多額の費用を要しますが、県、各市町村ともに財源の確保に努め、限られた財源の中でより一層の効率的な事業の推進を図ります。

今後は企業法適用も視野に入れ、下水道や集落排水等の一層の経営意識の喚起と効率的な行政運営に努めていく必要があります。そのためには、長期にわたって安定的かつ確実に、また効率的に事業を実施するために有効な、民間事業者の技術力やノウ

---

ハウ、資金力等を活用する官民連携事業（PPP／PFI）（※2）の導入検討や、包括民間委託（※3）の検討が、効率的な下水道運営には重要となってくると考えています。

### ⑤ 新規整備と維持管理への投資バランスの確立

近年、維持管理面への投資が高まってきており、新規整備への投資がさらに困難になってきている。しかしながら、新規整備を進めていかない限り、汚水処理事業の概成はあり得ません。

維持管理面への投資をしつつ、新規整備への投資も考慮し、投資バランスを確立する必要があります。

### ⑥ 県民意識の啓発

生活排水処理施設の円滑な整備促進及び機能を効率的に発揮するためには、県民の理解と協力が必要不可欠です。そのためには、生活排水処理施設のもつ役割とその効果、必要性を県民に広くPRする必要があります。

インターネットや冊子などの広報媒体、教育の場等を通じて、積極的な広報活動を進めるとともに、県民からの意見を幅広く聴取し、県民に分かりやすい生活排水処理施設整備を推進していくことが必要です。

#### ※1 下水道クイックプロジェクト

地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的整備が可能な新たな整備手法を導入することにより、早急かつ効率的な下水道整備を図る。（例：露出配管や発生土再利用など）

#### ※2 官民連携事業（PPP／PFI）

(1) PPPとは・・・Private Finance Initiativeの略称で、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方です。

(2) PFIとは・・・Public-Private Partnershipの略称で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営することで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれています。PFIは行政が計画を策定した上で、実施する民間企業を募集するのに対し、PPPは企画・計画段階から民間企業が加わります。

#### ※3 包括民間委託

包括的民間委託民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式です。